

予算審査特別委員会

日 時 令和2年3月11日（水）
午前9時～午後4時10分
場 所 議会棟 議場

出席者 委員長、副委員長、委員7名（欠席：なし）、山本議長
説明員 実延企画課長、出口自治振興室長、山田主事
村上教育次長、福田社会教育室長
岸農政室長
傍聴者 1名
書 記 花倉事務局長、花倉書記

○荒木委員長 皆さん、おはようございます。ただいまより予算審査特別委員会を開会いたします。

本日は、審査意見の総括を行います。お手元に皆様からいただきました審査意見を紙ベースで配付しておりますので、それに基づいて進行いたしたいというふうに思っております。

それですが、27件、たくさんいただきまして本当に感謝しておりますが、審査の仕方を、数が多いので取り上げるべきかどうかというふうなやり方でないとなかなか進行が進まないと思いますので、それについて皆さん、どう思われますか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 委員長が言われる取り上げるかどうかを決めるっていうのは、どういう段階の話ですか。

○荒木委員長 一番最初の段階です。

○坪倉委員 だけどそれは、一応上がったものについて議論をしなければ、この項目だけ見て、取り上げるか取り上げないかって決められないと思いますけども。

○荒木委員長 という意見がありますが。（発言する者あり）

では、1項目ずつ議論をしていただいていることよろしいですか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、番号が振ってあります、1番、全体について。とりあえずテレビを見ておられる方もおりますので、読み上げさせていただきます。

1、全体について。令和2年度当初予算全般、特別会計を含む。新年度より、地方公務員法や地方自治法の改正により新しい会計年度任用職員制度が始まることを受けて、この制度の意義を広く町民に理解してもらうことが重要だと考えるので、広報を徹底することということですが、これについて皆さんの意見を求めます。

久代安敏委員。

○久代委員 御承知のように、当初予算と特別会計の中で、会計年度任用職員制度というのが随所に出てきます。全体のことなので、既に職員募集を防災無線で行ったりしてはいますけども、町報の3月号を見ても、会計年度任用職員制度というものについての説明がないわけで、町広報の3月号。会計年度任用職員制度とは何なのかということ、住民の皆さんもよく理解されてない面があるじゃないかなというふうに思います。

かつての臨時職員とか非常勤、いわゆる非常勤嘱託、あるいはパート職員ですけども、この制度について、特に4月から始まるので、しっかりそのことの意味について執行部も説明する必要があるんじゃないかというふうに思いますが、本当に今年度、新年度から新しい制度ですので、その点を徹底していただきたいなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○荒木委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 久代議員おっしゃるとおり、実際にどういう制度かということを知らせることは必要だとは私も思うんですけども、ただ、その会計年度任用職員制度自身が非常に問題の多い制度だということは事実ですので、その点を誤解のないようにして、これは結局、交付金自体が足りない、正職員の方を雇えないのでやむを得ず今まで臨時職だった人たちを会計年度任用職員というふうにしているわけですから、それで多少給料が上がったり対応がよくなったりという意味合いはあるんだと思いますけれども、何ていうんですかね、やっぱり広報は必要ですけども、意義というか、私は基本的にはすごいネガティブなイメージを持っているので、あんまりこれをよい制度だというような宣伝はしないほうがいいと思います。（発言する者あり）

○荒木委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 この会計年度任用職員につきましては、議会広報ですね、既に発行しました議会広報でも制度についての説明をしております、議会としても。それから、既に防災無

線等で職員の募集につきましてもこの言葉を使っております。ということで、この制度の中身が云々というのはなかなか正直、町民の方全員に周知するっていうことは難しいかもしれませんが、勤めたいという思いがある方はやはり自主的に電話をされて、どうなのというふうに聞かれると思います。従来の非常勤とか嘱託職員とか、そういう言葉に変えながら多分説明はされるところだと思いますし、あえて言いますと、非常勤職員、以前の、それから嘱託職員、その中身についても多分詳しいことはわからない、応募の段階ですね。そういうようなものだったと思います。このたび制度が変わってこういうふうな形で会計年度職員という名前で、給与のことやら待遇、そういうものをこのたびの議会でいろいろと質疑をしたわけでございます。そういうところで考えますと、従来の名前が変わっただけの話、変わったということが重要であって、それも既に議会も執行部のほうも説明をしたというふうに私は捉えていいんじゃないかと思います。ですから、あえてここで執行部に広報せいというのも、ちょっとタイミングはもう既に終わってると思います。以上です。

○荒木委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 自分も岩崎議員と同じ考えであります。要するに最低限の広報というのはもう済んでいるように自分も考えますし、また、この会計年度任用職員制度というのが、町民にとって、何ら今までとサービスを受ける上で、何だい変わるものではないですので、要するに就職する当人と、それから役場との関係の制度であって、町民にとってそんなに直接かかわる問題ではないので、ここで改めて問う必要はないと思います。

○荒木委員長 大西保委員。

○大西委員 私も今4人の御意見聞きまして、私自身は、皆さんも議員のほうでこの任用職員の資料、議会はいただいております。同僚議員が一番最初言われましたけども、もし、町報のほうの担当企画課に、その辺の内容の差ですね、議会だよりでも出されてることなんで、もう少しわかりやすく差が、どういうんか、もしされるのならですよ、だからこの意見まで出さなくてもいいんじゃないかなと思っております。

○荒木委員長 久代安敏委員。

○久代委員 皆さんいろいろと意見を出されましたけども、私は、特に地方公務員の働き方が、単純にこれまでの非常勤の嘱託職員やパート職員が、基本的な待遇が変わるだけだから問題ないんじゃないかなというふうにおっしゃいますけども、やっぱりこれからずっと続く、将来にわたっていろいろ法改正があるにしても続く制度なので、新年度を切りにしっかり、先ほど申し上げましたように、例えば町報、広報などでしっかり知らせるという

ことがまずもって必要だなということで考えますので、できれば取り上げていただきたいというふうに考えますが、どうでしょうか。

○荒木委員長 ただいま取り上げるべきという意見が、広報していただきたいという意見が2名、それから、今までしてあるので必要ないじゃないかという意見が3名ありますが、そのほかの方は。

古都勝人委員。

○古都委員 2名言われましたけども、岡本さんと久代さんとは内容は違うというふうに聞いておるんですけども、いわゆる不要だと言われた同僚委員の意見と一緒になんですけども、住民の皆さんにとって、そういう言葉の表現はあんまり関係ない、実際に。ですから今でも嘱託職員だとか臨時職員だっという区分けはあるにしても、一般の方はみんな役場の臨時さんだと。嘱託というような言葉は出てこないわけですし、直接関係ないことなので、予算の審査の意見にまで上げる必要はない。時間がたてばそういうことも浸透してまいりますし、今ここで論をしておることも興味のある方は聞いておられるわけですし、あえて審査意見に載せるべき内容ではないと私は思っております。

○荒木委員長 ほかにございませんか。

なければ、上げる必要はないというふうに判断いたしますが、よろしいですか。（「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり）

では、続きまして、全体の中で、事務・事業の執行について、令和2年度への繰越額が11億9,400万円となるなど、多額の予算が次年度に繰り越される。これは平成30年度の災害復旧工事を優先的に実施した特殊事情とは別に、事務・事業の執行が年間を通じて計画的に実施されなかったためである。新年度においては、予算を繰り越すことがないよう事務・事業の進捗管理に鋭意努められたいということですが、これについて意見を求めます。

近藤仁志委員。

○近藤委員 これは自分も賛同するところでありまして、ぜひ取り上げていただいて、より一層事業執行に努めていただきたいと思っております。

○荒木委員長 大西保委員。

○大西委員 私もこの内容につきまして、取り上げるべきだと思っております。昨年度の実績もいろいろありますし、これからの計画もきちっと進捗管理やっていただきたいんで、これは上げるべきと思っております。

○荒木委員長 ただいま、上げるべきという意見がございますが、必要はないという御意見ございますか。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 取り上げないというストレートな意見じゃないんですけども、非常に重要なことなので意見として上げることはいいと思いますが、上げる文書の内容について、前段3行をもう少し整理する必要があるのかなと思ってますし、昨年の9月議会の決算審査のときにこのことを強く言っとります。事業計画の策定、予算編成に当たっては十分な調査、協議の上、立案されたい。この1項目については、総務課長の弁によると、予算で本当にできるものをしっかり精査をしたと。計画が曖昧なものについては補正対応もあるかもしれんけど、現時点では上げてないという説明もありましたが、その次、また事務・事業の推進については、年度当初に工程を定めるなどして進行管理を行うとともに、施策の成果が早期に発現できるよう取り組まされたいという意見を昨年9月に上げております。そのことも踏まえて、文章的な整理は必要かなと思っております。

○荒木委員長 そうしますと、文書の精査については後ほどまたいたしますので、とりあえず取り上げるということによろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そうしますと、2番目、総務課について意見が出ております。

附属説明資料でいいますと、4ページ、5ページということになりますが、一般管理事務について、日野高校魅力向上推進協議会負担金16万8,000円は、教育費の日野郡ふるさと教育推進事業と統合することで、事業の目的をより明確にされたいという意見がございますが、これについて皆さんはどう思われますか。

近藤仁志委員。

○近藤委員 私はこの意見に賛成です。これは日野高校という限定ではありますが、日野郡ふるさと教育というのも日野高校も含んでいるものと考えますし、またそこに参加される塾生の方もそういった方が含まれると思いますし、同じような目的を持って活動する上において、2つに分かれる必要は、自分にははっきり言ってないと思います。

○荒木委員長 そのほかございませんか。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 私もこのように思いますが、項目として一番最後のページにあります日野郡ふるさと教育推進事業のそちらにも若干触れられておりますので、そこで一体的な、統一的な項目として、取り上げることがよいと思います。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○荒木委員長 ただいまの意見は、一番最後のページの日野郡ふるさと教育推進事業についての項目と、この項目を一つにしようという意見ですが。

久代安敏委員。

○久代委員 これは、いわゆる町長部局と教育委員会の部局の、最終的には予算は町長が決められるわけだけでも、いわゆる協議会の負担金という項目を総務課で組むことによって、教育委員会がやろうとしているふるさと教育との関係が非常に曖昧になると。いうのが、ことは日野高校の魅力化コーディネーターの、魅力化のお金を総務課から出しとったわけで、その点の名残が一定あってこういう予算をされたのかなというふうに思いますが、日野郡のふるさと教育をより実践されようとするならば、きっちりと予算の段階から明確にするべきだというふうに思いますし、先ほど同僚議員からあった、ふるさと教育の教育課の項目で一定きちっと精査されて、教育の目標が達成されるような事業展開をされたいという意味で上げましたけども、どうでしょうか。

○荒木委員長 という意見がありますが、そのほかの方の意見はどうでしょう。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 この事業の、2つのものを教育課のほうに統合というのは私も賛成ではございますけども、この表現をしてしまうと、今の予算提案があった中で、総務課にある予算、それから教育課の予算、この予算自体を教育課のほうにまとめなさいというような位置づけになると思います。そうしますと、また今の予算書を再度協議するようなことも必要になってこようかと思えます。ですから、予算執行を教育課のほうの、どういうんでしょうか、に任せるとするか、そういうようなところで、現在の予算はこれで議会としては認めるべきであろうし、何ていうんですかね、教育課のほうで主体的に総務課のほうの予算も執行していただきたいというようなところも残すべきじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○荒木委員長 古都勝人委員。

○古都委員 今、同僚議員からの発言もあったわけですが、予算は6月まで執行せずに総務課をとめといていう手もありますし、それよりもむしろ、お金の問題よりも、既にこの2つ同じようなものをやるということ自体が、私は疑問があります。新しい事業でやるなら、それに包括して、これまでの事業の経験を生かして新しい事業をやられると、そのほうがすっきりします。ですから、聞いても同じに聞こえるような事業を2つ持つべきではないと思いますので、そこら辺も最後のページと一緒にするとき、表現を考えていた

だきたいなと思います。

○荒木委員長 そのほかございませんか。

意見としては、最後のページと一緒に、要するに教育課と一緒にして意見としてまとめると。（「これ、読んでもらうことはできませんか」と呼ぶ者あり）

そうしますと、どうしましょう、放送の関係もありますので、読み上げてもよろしければ読み上げますが。（発言する者あり）

では、先ほど読み上げましたが、最後のページに日野郡ふるさと教育推進事業というのがありまして……。 （発言する者あり）

では、とりあえず内容、取り上げるということで。（「はい」と呼ぶ者あり）統合するかどうかというのは、一緒にするかどうかはまた、そのときに。（発言する者あり）はい。ではそういうことで。

続きまして、就業管理システムを導入し、勤怠管理の適正化、効率化を図られるが、勤怠管理とともに、適切な人事評価を用いた任用、分限及び職務給の運用など、地方公務員法に則した人事管理を徹底されたい。また、ファイリングシステムのマニュアル改定、研修を通じて、より効率的な行政執行につながる適切な文書管理を行われたい。基礎的な事務知識の向上についても鋭意努められたいとなっておりますが、これについての意見はございますか。文言についてはまた改正をしていきますので、取り上げるかどうかというのを。

岡本健三委員。

○岡本委員 大変、書いてあることは立派で、そのとおりになんだろうとは思いますが、ただ、私がちょっと役場の中のことがよくわからないので、これをどこまで求められるのかっていうのがちょっとわからないっていうことと、あと、どちらかという私は勤怠管理をまずきっちりしてもらうことをもうちょっと強調して、例えば勤怠管理をしてサービス残業をなくすとか、残業時間を少なめるとか、そちらのほうにもうちょっと重点を置いた書き方をしてもいいような感じがします。

○荒木委員長 文言についてはまた協議をしてみますので、まずとりあえず……。 （発言する者あり）

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 ここに3つの項目をまとめたっていうことで、すごく私も悩んだところでもありますけども、もっと分けてもいいのかなと思いますが、就業管理システムは今年度、2

年度から新たに取り入れられる制度ということもあって、項目として取り上げたところでもあります。今までのタイムカードでの出退勤の管理だけでなく、有給休暇ですとか休憩とかそういったものについても、コンピューター、パソコン上で管理ができる、そしてそのことが管理職が管理しやすくなるということで、いい制度なんですけど、そのことはともかくとして、人事評価を用いた任用、分限、職務給の対応などについて、総務課長の説明では、人事管理をしておいてそれに対応した任用を行ってるという説明があったので、上3行は特に、必ずしも上げなければならないということはないのかなと思っております。が、しかし、さらに言えば、より厳密といいたいまいしょうか、充実した運用に努めていただきたいという思いであります。

下のファイリングシステムについては、一昨年ぐらいから本会議や委員会での発言を通して、去年も研修はされておりますけども、2年度についてはマニュアルの改定や研修をより充実していくということでもありますので、その答弁自体を捉えれば余り必要ないのかなと思っておりますが、実態として本当今の状況は、机の上、足元に書類が山積みになっておる部署もありますし、そのことによって例えば支払いが大きくおくれたり、補助金などについては3カ月、半年おくれるような実態も見受けられます。そういうことが、ファイリングシステムによって管理職がきちんと管理しやすくなると事務の進行もスムーズになるということも大きな期待をしておりますので、さらに努力を求めたいという意味で書いておりますし、一番下のところは、今年度もいろいろ事務の不手際もあったわけですが、総合計画の最後の事務・事業の推進というところにも、ベーシックな知識の研修は大切であるというふうにも書いてはありますけども、さらに研修を、知識、能力の向上について努めていただきたいという思いであります。

○荒木委員長 そのほか。

近藤仁志委員。

○近藤委員 自分も下3行については、やはり引き続いて、特に事業執行、事務処理をされる上には大変必要なことであって、自分もかねがね書類が紛失して、支払いもですけど、要するに調定をよう起こせないという事態も起きております。それも実際見ておりますので、やはりこれは引き続いてやってほしいと思います。

上3行については、自分もちょっと疑問がありまして、どこまで自分たちが指摘をしていいのかわからないもので、もし上げられるなら若干文章を変えてでも上げてもいいと思いますし、なくてもいいじゃないかなという気はしております。

○荒木委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 まず、この上段のほうですけれども、やはりこれは来年度、2年度から導入する新たな仕組みということで、それを執行部のほうが提案されたわけでございます。議会としても、執行部がそういうふうに事務の効率化とか働き方改革等を見ながらやるんだよという前向きな仕組みで取り組むものでございます。ですから、あえて今この時点でこれを入れる必要はない、これがうまく仕組みが回らなかった場合、そういうことがあった場合には、来年度以降このことについて取り上げればよろしいのかなと思うんで、この前段については、特にこの場で、予算審査で取り上げる項目ではないんじゃないかと思いません。

後段につきましても、ファイリングシステムの改定云々という部分につきましては、今年度から実際にファイリングシステムの研修も、執行部のほう行っておられます。それも考えた中で、机の上が整理できてないというようなお話もあり、あるいは予算の執行に問題が最近あるのではないかとということがありますが、このファイリングシステムに直結するとは私は思っておりません。ですからこのファイリングシステムのところも、あえてこれは取り上げる必要がないんじゃないかなと思っております。以上です。

○荒木委員長 そのほかございますか。（「今のは、一番下は載せんいうこと」と呼ぶ者あり）いえ、今の意見でいいですと……。 （発言する者あり）

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 済みません。最後の1行だけ載せてもあんまりこれは意味がないかなと思えますんで、この全てが要らないと思えます。

○荒木委員長 という意見でございますが。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 ファイリングシステムについては、岩崎委員が言われることもあって、今年度取り組むって言っとるんで、あえて意見は必要ないということなのかもしれませんが、今年度あたりの実態を見ても本当に、管理職が事業の進捗を直接目で見て管理ができない状況にあるんですよね。要するにファイリングでちゃんと整理してあって、例えばやりかけホルダーで、このホルダーにどれだけの事務が停滞しとるかっていうような管理もできてない。それ毎日の朝礼でやられるのかもしれませんが、実態としてそこまで踏み込めてないということで、いわゆる事務が停滞をし、あるいはおくれたり、書類が紛失ということも私も経験がありますけれども、役場に提出した書類がなくなってるというのはあり

ますけれども。そういうことも含めて、ファイリングシステム等についてはもう少し徹底を入れて、本当にこの際、2年度取り組まれるならこの際、徹底をしてやっていただきたいという思いがあります。

○荒木委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 今伺う中でも、やはりここに上がってる具体的な項目というわけではなくって、いわゆる事務の執行に当たっての執行部のあり方とか、組織のあり方とか、そういうようなところが何かポイントであって、この2つの項目で、これはただ、それを議会として執行部に意見を言うきっかけにしなければならないなと思うんです。具体的にこういうふうな項目で上げるとすれば、さっき坪倉委員がおっしゃいましたことを改めて文書にして出すべきだ。この言葉をもとに、目的の議会として求めるところっていうのは、執行部には伝わらないと思います。ですからもっと、これを出すのであれば、言葉をかえて新たに組み立てたもので、ここで議論して提出すべきじゃないかと思います。

○荒木委員長 よろしいですか。

では、続けます。

ただいまの意見は、前半の部分はもう必要ないということで、あるとすれば一番下ですが、基礎的な事務知識の向上についても鋭意努められたいということになりますけど、これだけではいけませんので、とりあえず、まずこれ全体としまして、ほとんど文言を変えないと多分いけないような状態だと思いますので、まず皆さんの賛成、反対の挙手を。上げるか上げんかをちょっと決めたいと思いますが。

近藤仁志委員。

○近藤委員 今、委員長は下1行とおっしゃられましたけど、下3行を、はっきり言ってどういう形にするのかということ。要するに下3行、特に今、実際問題として町民の方がいろいろ苦情を寄せられた経験もありますので、自分としてはやはりこういったことは徹底してこれからも鋭意努力してほしいという気持ちは、自分としてはありますので、下3行と上3行、上3行の場合は自分の場合はあえて載せる必要はないかとは思いますが、下3行に関しては、文言を変えてでも載せる必要があると自分は思います。

○荒木委員長 ということですが、とりあえず今、下3行は載せたいという御意見ですが、そのほかの方は。

久代安敏委員。

○久代委員 この項目の提案された議員の方に、再度文言を吟味されて、今いろいろ意見

があったことを踏まえて、役場の職員の業務のあり方を根本的にいま一度考えてほしいという趣旨であろうと思いますが、もちろん迅速な事務、業務の執行は当然ですけれども、その点に絞って再度提出してもらおうというやり方はどうでしょうかというのを提案したいと思います。

○荒木委員長　という提案がございましたが、皆さん、どうでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なし。では、異議なしと認めて、この項目について、提案者は再度提出していただきたいと思います。

それでは次の項目に移ります。

町有財産整備管理事務についてですが、公共施設・個別施設計画の策定に取り組みますが、それぞれの将来負担コストを明確にするとともに、公共建築物にあっては保有延床面積の縮小も視野に入れ、将来像が見通せる適切な管理計画を構築されたい。また施設の更新や新設に当たっては、公共施設全体を俯瞰した議論を行い、慎重に対処されたい。以上ですが、これについて皆様の意見を求めます。ございませんか。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員　上のところにあります保有延床面積の縮小っていうのは、総合管理計画の中で、30年後に20%縮減をするっていう計画は既につくられておりますが、がしかし、本当に不要な建物というか、今後修繕などして管理を行わないっていうふうに決められた建物については、早急に売却とか取り壊しとかしないと、このままそういう状態で放置すると、いわゆる後年度に負担を先送り、次の世代に負担を先送りすることにつながりかねないということで、例えばまなび宿あびれの体育館については、もう雨漏りしとるけども修理はしないということは執行部も明確に言われとりますけども、そういう状態で雨漏りがして使えない建物をそのままいつまでも放置をしておくことが、先ほど言いました後年度負担に、負担の先送りにつながってしまうのではないかなというような思いがあって、その将来コストを見通した個別計画が必要だということでもあります。

もう一つは、下の2行は、かすみ荘の建てかえについて言及をされました。そのことも踏まえて本当に空き施設、例えばおおくさ荘なども含めて空き施設、それから利用頻度、程度の低い施設等も含めて総合的な公共施設のあり方、運用の仕方について慎重に議論してほしいという思いであります。

○荒木委員長　ただいま、取り上げるべきというふうに解釈いたしますが、そのほかの方

はどうかでしょうか。

施設管理においては、不要なものは解体、売却というふうな指針は出ておりますが、あえてここで取り上げるということに、皆さん、どう思われますか。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 委員長、そうは言われましたけども、個別計画ですよ、これを、建築物だけでなく、道路、上下水道施設も含めて、全ての個別計画を2年度、1年度で終わらないのかもしれませんが、2年度に策定をされるということになっておりますので、将来負担コストが見通せるような計画をつくっていただきたいという思いであります。

○荒木委員長 要するに、建物だけではなくて、道路、ライフラインも含めた全てのものというふうに解釈していただきたいと思いますが、皆さんの意見はどうかでしょうか。

大西保委員。

○大西委員 来年度の予算できちっと委託料も出され、事業設備も入っておりますので、書かれている内容についてもそのとおりだと思いますし、その計画に基づいて今後将来への計画、委託されるということですから、これを私は載せるべきと考えますが。

○荒木委員長 それでは、載せるべきということによろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

返事が1名しかございませんが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、次のページに入ります。

人権施策推進事業について、人権センター管理運営事業、人権施策推進事業1，323万2，000円及び人権センター管理運営事業598万3，000円は、日南町同和教育推進協議会という行政組織によって、現在では法的根拠と立法事実がないもとの、同和対策事業特別措置法（1969年制定）以来、長年継続してきた。同和対策が、なぜ時限立法で継続され、国が2002年3月末まで終結したのかを議会として深く考慮すべきである。全ての国民に基本的人権を保障することは、法の下での平等を定めた日本国憲法の理念であることに鑑み、これからの人権教育は、学校教育と社会教育の重要な柱と位置づけ、教育委員会の所管とすることと日南町基本的人権の擁護に関する条例の改正を提案するという趣旨であります。これについて皆さんの意見を伺います。（発言する者あり）取り上げるかどうかということですが。

久代安敏委員。

○久代委員 私が、ちょっと長い文章ですけども書きました。というのが、やっぱり196

9年に同和対策事業特別措置法というのができて、半世紀以上になるわけです。特別法もここに書いてあるように、2002年の3月末で国の政府としての特別対策は完全に終了しました。その後、人権センターや管理運営、2つの施策があるわけですが、ほとんど過去法律ができてから、また法律が失効してからも、この約20年間、同じような予算が執行されておいて、まず1番目には、いわゆる任意団体ですよ、任意団体、運動団体。それへの補助金の問題もあるし、やっぱり本当に部落問題を根本的に解決する運動団体は、あくまでも自主的な運動団体だというふうに思いますし、それには日南町の基本的人権の擁護に関する条例というのが、平成6年に施行されております。あえて言いますと、人権啓発のところと町民の責務に、部落差別を初めあらゆる差別をなくすための施策に協力する。第4条には、町は部落差別を初めあらゆる差別をなくすために云々。それで審議会を設置することになっていますが、町は部落差別を初めというふうに、結局その条例での根拠があって、この条例の文言もあわせて改正を提案したいということで締めくくってありますが、やっぱり日南町の条例がある以上、これに沿って執行部は予算措置をしてるんだということにもなっていますので、今言いました部落差別を初めという文言自体が、やっぱり現在の状況には合っていないというふうに考えますので、こういう書き方を提案いたしました。皆さん、どうでしょうか。

○荒木委員長 皆さんの、ほかの方の。

古都勝人委員。

○古都委員 私は結論から言うと、あえて上げる必要はないと考えております。同僚、久代委員の持論でもありまして、年に2回も3回も、一般質問等でも執行部のほうに伝えておられるわけですし、そこまで上げる必要はないと思いますが、よくわかっていると思います。

ここに書いてある下のほうを読みますと、所管いうやな話もありますけども、これはかつて教育委員会に行った経過もあります。また総務課に返っておるわけですが、やってみて、また総務課ということなんですが、それは内容ではありませんで、今、部落差別だけ、同和問題だけでなく、今の担当あたりは、男女共同参画あるいは外国人との問題等非常に幅広い取り組みをしておられます。したがって、今あえてこれを指摘する必要もないと思うんですが、ここに文中に書いてあります議会も理解すべきだという、議会に対する意見かなって私も最初読んだんですけども、そうでもなく執行部のほうに最終的には出すと。そういうようなことで、執行部もよくわかっておりますし……。（発言する者

あり) ええ、予算にかかわる意味よりも薄いんで、そこら辺が何かであっても、現場の人権センターがあのような活動をしておられることはやはり、今進行形でありますけれども、評価すべきだというふうに考えております。以上です。

○荒木委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 今、古都議員から、よくわかっているだろうということをおっしゃいましたが、けれども。まずとりあえず私は、取り上げたほうがいいと思います。よくわかっているだろうという話もありましたけれども、条例の改正まで久代議員は提案されているわけで、かなり思い切ったことを提案されていると思います。それで、実態として今人権センターがいろいろなことに取り組んでおられるというのは私も理解しておりますし、あと同和問題あるいは部落差別の問題が歴史的に非常に重要な問題であるということも、私なりに理解してるつもりです。ですが、やっぱりそれが人権問題イコール同和問題のような捉え方というのは、ちょっとやっぱりもう一度考え直してほしいというのが私の意見です。

○荒木委員長 古都勝人委員。

○古都委員 今、同僚の岡本委員からお話がありましたけども、条例改正が目的なら議員発議で条例改正すれば済む話なんで、条例改正まで予算の段階で変更せえというのは、若干、どういいますか、的を得てないと思いますので、条例改正等の必要がある場合には、やはり研究して議員発議でも改正すればいいことだと思いますので、今回あえてそこまで踏み込む必要はないと考えております。

○荒木委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 久代委員は法的根拠がないということを強調されますけれども、平成28年に制定された部落差別の解消の推進に関する法律、この中では部落差別ってことは明確にうたってあって、現在でもいわゆるインターネット上など含めて部落差別は存在をすると、明確に国も認めてこの法律をつくっておる、議員立法だったんですけども、国会はつくっております。

そういう実態からして、日南町の条例が大きく逸脱してるとは考えにくいということが一つと、予算措置については、いわゆる部落差別財政特別措置法は確かに失効はしておりますけども、そのことが、今、日南町が行っているようないわゆる人権、部落差別を初めとする人権教育の、いわゆるソフト予算について根拠がなくなったとは言えないと思っております。

財政特別措置法はソフト部分もあったんですけど、主には生活環境の整備などハード部

分を推進するための特措法であったと理解をしておりますので、その特措法がなくなったことが、この日南町の予算の根拠を失ったとは思っておりませんし、全般的にいいまして人権教育、確かに特定地域に対する活動費というのは、若干の疑念は残りますけども、全体として人権、部落差別を初めとする人権施策の推進については理解をしたいと思っております。

○荒木委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 この人権センター管理運営事業、また人権施策推進事業ですけど、ここにも同和という言葉が、実際問題は使っていない活動でありますし、また同和教育推進協議会という名前で同和という名前が残ってはおりますが、実際今、中身が過渡期でありまして、昨年などはLGBTなどの差別問題を取り上げたり、いろんな意味での差別を今取り上げて、その研修の内容であったり、活動の幅も広げておられる過程であると自分は認識しております。したがって、このたびこういった予算がつけられることに関しては、自分はやぶさかではないと判断しております。

○荒木委員長 問題ないという意見がございましたが、そのほかございませんか。

久代安敏委員。

○久代委員 せめて、せめて、毎年開催される同和教育の研究集会という名称も、その名前を冠したのは、冠をつけたのは、やっぱり同和対策特別措置法から始まったことなので、やっぱりきちんと人権問題をきちんと意識して、人権教育の研究集会とかいう形でせめて予算を執行してほしいというふうに私は考えますけども、どうでしょうか。

○荒木委員長 そのほか。御意見はありませんか。（発言する者あり）

いろいろな、例えば人種問題であるとか、先ほど言われたLGBTとかいろいろな人権問題たくさんございますが、それを含めたもんだと私は思いますけども。この日南町基本的人権擁護に関する条例を改正を提案するというものではないというふうに思いますが、予算の審査でありますので。（発言する者あり）

岡本健三委員。

○岡本委員 そうであれば、じゃあ先ほどおっしゃった推進協議会の名前を変えるというところだけでも意見書として上げてはいかがでしょうか。

○荒木委員長 という意見がございますが。

古都勝人委員。

○古都委員 予算審査で議会が執行部に対する意見書を上げるのに、形式的なことだけす

るってやなレベルの話じゃないと思うんですよ、はっきり申し上げて。ですから、中身のほうが大事なわけで、そういうことはまた会に出られて発言されて、担当職に依頼をされる、それでいいことだと思うんですよ。したがって、この論議やっておったら、3回準備してありますから総括が、いいのかもわかりませんが、あれだと思うんで、今ほかの皆さんがどう思っておられるか問うていただければと思います。

○荒木委員長　という意見がございますので、賛成、反対の決をとりたいと思います。

それでは、この意見を取り上げるという方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○荒木委員長　ありがとうございます。少数ということで、これは取り上げないということにいたします。

それでは、その下、公債費償還事務について、現在、実質公債比率は7.4%と健全であるが、令和7年には12%ぐらいに上がることが予想され、そこがピークになるのではと報告された。今後、人口の減少や景気の動向によっては、税収や交付金の減少も十分予測される。長期的な視点を忘れずに管理されたいということではありますが、これについてございませんか。

これは、実際に人口も減少しておりますし、公債比率が当然上がってくるという事実はあるというふうに私も思っておりますが、これをここであえて載せるべきかというのがあります。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員　文面として正しいと思っておりますが、しかし予算の段階で公債費は、これまでに起債したものの償還、年度割をしたものの償還が予算化されておることです。公債費比率とか公債費将来負担比率とか、そういうものについては、これから予算の段階で起債を抑えていくとかということをしなないと、なかなか難しいだろうと思っております。

もう一つは、手法としていわゆる減債基金で、そういうもので縁故債あたりの繰り上げ償還なども考えることは可能だと思いますけれども、繰り上げ償還も現実的にはなかなか受け入れてもらえない、融資側のほうから受け入れてもらえないということもあるという実態を踏まえると、これ、予算で公債費を例えば縮減しろとか有効な使い方をせよとかって、予算審査にちょっとなじまないんじゃないかなと考えますが、どうでしょうか。

○荒木委員長　という意見でございますが、そのほかありませんか。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 まさに坪倉委員おっしゃったとおりでございます、これは、これまでの結果をもって償還していっとるというのが現実でございます。予算審査にはなじまない部分だろうと思いますし、将来の負担につきましては、今年度も含めてですけど、今年度以降、予算立てる上で、将来を見込んで予算を執行部が出して、それを議会が判断するわけでございます。そのときの判断を議会がすべきものである部分もあると思います。当たり前のことでございます、それは。ですから、あえてこれを上げる必要はないんじゃないかと思えます。

○荒木委員長 という意見がございますが、私もそのように思っていましたけど、皆さん、あえて上げる必要はないというふうに思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、続きまして、企画課について、企画一般管理事務、モンゴル人交流支援員事業についてですが、当初の目的の、介護職の外国人実習生の受け入れを検討してから3年目を迎えるが、計画がどんどんずれていき、いつまでにどのようにするのが見えない。当事業の本来の目的を達成するためにも、さらに綿密な計画が必要であると思われる。支援員がうろたえないように十分な計画を作成されたいという内容ですが、これについて。御意見はございませんか。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 支援員事業のほうで記載がありますが、その支援員が来られて、モンゴル、ゾーンモド市との交流を町としてどう進めるかっていう、その基本戦略も現在ない状況でありますし、それからもう一つは、この支援員の主な目的であります外国人材の受け入れについて、全く今、めどが立っていない状況であります。それは役場の取り組みもそうですけども、町内の事業所にそういった切迫したニーズがないという実態もあるだろうと思っております。ですので、そのところについては交流事業、そして外国人材の受け入れ事業あたりをもう少し明確に、計画的な計画をつくった上で活動をしていただくように、短い期間ではありますけども、準備は進めていただきたいと思います。

○荒木委員長 大西保委員。

○大西委員 これについて、私も初年度からいろいろと、一般質問もし、やってきましたけども、本当に片手間でやってるような感じがします。ですから本当に、来ていただいて4月から入ってこられるんですけども、何か場当たりのような感じするので、本当に綿密な計画立てて実効性のあるようにしていただきたいために、意見を上げております。よ

ろしくお願いします。

○荒木委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 この項目は、十分検討する、要求する必要があると自分は考えます。ただ、その内容につきまして、何かこの文章も場当たりのなやな感じがする、文章も場当たりのみみたいな感じですので、もっと精査した文章に仕上げしてほしいと思います。

○荒木委員長 文章の中身についてはまた審査いたしますけども、とりあえず、取り上げるということによろしいでしょうか。（発言する者あり）よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、その下の電算管理運営事務について、行政ホームページを更新されるが、これを機に、住民と行政の協働のまちづくりにつながる情報共有と、日南町の魅力を町外に発信できる体制整備とホームページの充実を図られたい。これについて、皆さんの意見はどうでしょう。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 令和元年度に検討をされて、2年度に事業化されるという行政ホームページの更新でありますけども、システムの更新はともかくとして、情報発信の体制整備は特に求められるとっております。幾ら、いいホームページのサイトをつくられても、そこに載せる情報が、やっぱり適宜、適切なものがないと町民にも伝わらないし、町外へ日南町の魅力発信をすることもできないとっておりますので、システム更新と同時に、体制の整備を強く求めていただきたいとっております。何回も指摘しておりますけども、本当に、窓だけあっても情報が空のものや、もう何年も更新されていないもの、特に最近の新型コロナウイルスにしても、2月27日に注意喚起のものが出ました。28日には、小学校、中学校は休校になりますって。二、三日前にイベントの中止情報が出ておりますけども、やっぱり県のホームページなんか比べて、あるいはよそのホームページに比べて、例えば新型コロナウイルスに対する情報なんか非常に少ないわけでありまして、具体的な例になりましたけども、そういったことも含めて、情報発信の体制整備が必要だと思っております。

○荒木委員長 久代安敏委員。

○久代委員 関連して、やっぱり具体的に職員を、担当の職員をどのように配置するのか、更新も適宜、随時更新されるわけだけども、やっぱり現場の職員の体制がうまく構築されているのかということについても一定の疑問が私もありますので、やっぱり職員の体制整

備ということも同時に、体制整備というぼやっとした全体のあれでなしに、具体的に職員の体制をどう配置するかということも非常に重要だと思いますので、やっぱりこれだけの町のホームページを抱えていれば、やっぱり専任の職員がおってもおかしくないような状態だと、でないとなかなか更新ができないじゃないかなというふうに私は思いますので、その点についてもちょっと、大事な問題ですので、情報発信という非常に大事な問題ですので、皆さんの議論をこの際してみたいと思いますが、どうでしょうか。

○荒木委員長 ただいま、職員の体制も含めて議論をしたいという意見がございましたが、ほかに意見ございませんか。

大西保委員。

○大西委員 私も同意見でございます。よくホームページ見たりしています。実は、こういったものを誰々、一つの部署の各課がありますけども、それをトータル、まず1人で、あと各課にもう専任の方を、それ専門じゃないですけど、リストアップして、大体、総務課でやりゃあ何項目ホームページに出てるかと、そういう、いつチェックするか、要するに月末でやるとか年度末でやるとか、年度末は最終なんですけども、月ごとにチェックシートやるとか、過去に私も会社でいろいろやってきたんでファイリングシステムも同じです。誰がいつ、どのように管理するか、5W1Hで、見れば簡単にできることなので、そういう体制。それから更新、特に更新について、担当課は言いませんけども、本当に古いものが出てます。驚きます。恥ずかしいなということが結構ありますんで、その辺の整備ですね。体制整備とそういったところについては、この2件については私も賛成します。

○荒木委員長 それでは多少、中身としては職員の体制も含めてということで、採用ということでもよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では次、青年結婚・UIターン促進事業について、その中で、同窓会開催支援補助金制度の利用実績が低迷しているが、利用年齢の引き上げ等の制度の見直しを行い、目的達成に向けた有効な制度とされたいということですが、これに対して、皆さんの御意見はどうでしょうか。

近藤仁志委員。

○近藤委員 利用年齢の引き上げというのは個人的にも願望としてありますが、目的達成に向けるということですけど、この目的というのが、これ、前町長の方が、だったかいな、これは。（「今の町長」と呼ぶ者あり）要するに、この同窓会をもって今の結婚……。

○荒木委員長 前町長です、多分。前町長の意向だったと思います。

○近藤委員 たしか前町長が企画してされたもんだと自分、記憶しておりますが、要するにこの目的というのが、同窓会を通じて、今の実態として同級生同士の結婚というのが、婚姻関係が結ばれるというのが多いということで、日南町で同窓会をしてもらって、日南町の人との出会いの場がふえればということで企画、計画されたものでありまして、この文言は若干、ちょっと違うのではないかなというぐあいだと思います。個人的には利用年齢の引き上げというのは、自分たちも利用できる条件があったらいいと思うし、町民の方、多くの方が、やはりこの目的というのを変えることができれば、利用年齢を引き上げてほしいという気はあります。

○荒木委員長 という意見でありますけども、そのほかの御意見はありませんか。

久代安敏委員。

○久代委員 出会いの広場をつくることは、同窓会に限らず大事なことだと思います、私も。目的がね、やっぱり青年の結婚とかいうふうなことに限定せずに、要綱が具体的にあればそれ自体も見直して、本当に日南町を再発見するというか、いろんな意味で地域のことを語り合う、ふるさとのことを自由に語り合う、そういう同期生会なら大いに開いていただきたい。だから当然、シニアの人でも年齢制限なしと、もう全部、年齢制限を撤廃して、大いに日南町内で同期生会をしてくださいというふうに広く呼びかける事業にするべきだというふうに私は考えますが、どうでしょうか。

○荒木委員長 そのほかございませんか。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 済みません。これ、私、出させていただいたんですけども、いわゆる青年結婚という位置づけでは、若干ずれる、ぶれる部分があるかもしれません。ちょっと、この要綱も再度確認をしなければならいんですけども、やはり町の人口増加に向けて私たちと、あるいは私たちより上の年齢の方々も、定期的に同窓会等やっつけらっしゃると思います。そういう中で非常にやはり、その中で多いのが町外に、県外ですね、お住まいの方が町に集まって地元の方々と一緒に情報交換できるという、非常に有効な場ではないかと思っております。その中で、60過ぎて定年して、例えば日南町に帰ってきてみたい、そうしたら、ここに空き家があるよとか、そういうような場としても、あえてこう、若者だけに限らず、高齢になった生活の中で、こう、帰ってくるタイミングとかを見ていただきながら活用できるような制度として、この同窓会という支援制度を変えていけたらということで出させていただきました。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○荒木委員長 大西保委員。

○大西委員 私も賛成の立場なんです。よく日本海新聞でも、同窓会どこどこでやったよと、米子やら遠くやらといろいろありますけど、やはり日南町で集まっていたいて、日南町の商店さん、飲食店もですね、お金落ちるような形でも一つ活気があるんじゃないかなと思いますので、賛成いたします。

○荒木委員長 そうしますと、取り上げるということで、皆さん、よろしいでしょうか。（「要綱は」と呼ぶ者あり）要綱はちょっと確認して、そうなると要綱も変えていかなきゃいけないと思いますので。

近藤仁志委員。

○近藤委員 もし仮に要綱がありましたら要綱を改正して、利用年齢の引き上げをしてほしいというような文言に変えてほしいと思います。そういう文言をつけ加えてほしい。

○荒木委員長 要綱に関することも含めて、中身を少し変えさせていただいて取り上げるということでよろしいですか。取り上げることでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そうしますと、ここで一旦休憩をとりたいと思います。再開は35分ということにいたします。

〔休 憩〕

○荒木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの同窓会支援助成金制度については、ちょっと後で資料を探してみます。

そうしますと、一番下の公共交通（総合対策事業）について。昨年10月に公表された日南町公共交通総合計画において、タクシー助成制度を令和2年度から現状の一律2万円の助成から回数での助成に見直すとされているにもかかわらず、福祉保健課、高齢者タクシー助成事業では従来どおり一律2万円の助成とされていることは、まことに遺憾である。地域間格差が大きく公平性に欠ける一律2万円の助成から、回数での助成に変更されたいという、このことについて審査を行いたいと思いますが、皆さんの意見はどうでしょうか。

次のタクシーチケット助成制度というのもありますが、これも一緒にしましょうか。

タクシーチケット助成制度については、公共交通確保対策協議会のメンバーに福祉保健課を加え協議し、高齢者や障がい者に対して実効性のある助成制度として大幅な見直しを行う令和4年度をめどに見直しを図り、実施すべきであるという項目がございますので、2つあわせて、ちょっと審査をしていただきたいと思います。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 4月1日までに、本当に期間は少ないんですけども、予算の範囲内で一律助成から回数への助成ってというのは、不可能ではないのかなと思ってます。期間が短いので変更は非常に難しいとは思いますが、せつかく長年の検討を経て昨年10月に総合計画を策定されて、2年度から見直しを行うとしてありながら、それが予算に反映されていないというのはすごく、すごくというか非常に遺憾であります。そういうことを踏まえて、対応を求めたいということでもあります。

○荒木委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 坪倉委員おっしゃることはまさに、公共交通の総合計画の最終ページに、令和2年度からは回数での助成の見直しというふうに記載もあります。ところが実際、その一律から回数での助成となりますと、多分、かなりの予算が必要になろうかと思うわけでございます。やはり、そこんところがもう少し、実際、回数に変えた場合、必要となる予算、そういうものを慎重に調査もしていただく必要があろうかと思えます。確かに、現在、今回提案になった予算の中でということがあって、足りず前を補正で対応という仕組みもあろうかと思えますけども、やはり単純に考えましてもかなりの予算が必要になろうかと思うわけでございます。総合計画の中にあります、ちょうど福栄の地域を対象とした新たな取り組みというところで、回数、要は出かけていただく機会をふやすというところで、調査もさまざまな仕組みを調査、立証実験という形でやられると思えます。それを踏まえた上で、若干の期間を設けて、大きくこのスケジュールでいいます令和の4年度が大きく変わるような計画となっておりますので、そのタイミングに合わせて、仕組みというのを高齢者のタクシーチケットについて変えていただけたらなと思うところで、後段のほうはちょっと私のほう出させていただいたんですけども、そういう意見を付するのが適当ではなかろうかと思えます。以上です。

○荒木委員長 そのほかございませんか。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 予算は1,000万計上して、障がい者を含めて1,060万ですけども、その中でやれるというのは可能だと思います。ですんで、それが1回なのか10回なのか20回なのかっていうことで、多くすれば予算は多くかかるということではありますが、例えば2回とか3回、1回とか2回とか、回数は少なければ予算の中でできると思えます。本会議でも言いましたけど、本当に遠方のところは迎車料金を含めると2往復もできない

状況です。逆に、町内、中心地域を対象とした場合ですけども、霞、生山地域の人たちは何回でも乗れるという、30回でも乗れるということがあると思います。そういうことも踏まえて、昨年10月に回数に切りかえるということも言われております。10月にその計画をつくって、12月からの予算編成に反映されていない、企画課の答弁でも本当にそこを、予算編成の過程で深く検討したっていうことが答弁からも見受けられなかったということもあって、ぜひここは反省を促したいし、対応をお願いをしたいと思っております。ですので、昨年10月に策定され、公表されたんで、来年からは回数の方法になるっていうことは私も町民に知らせた経過もありますし、本当に2カ月、3カ月の前につくった計画が反映されていないっていうのが、その計画の位置づけ、意義も含めて非常に不審に思っておるところであります。

○荒木委員長 そのほかございませんか。

久代安敏委員。

○久代委員 2点、公共交通について出されていまして、今、2名の方、議員の方から発言がありましたが、特に今、公共交通のあり方が非常に問題になっています。議会報告会でもいろいろ意見が出されました。そういう経過を踏まえて、やっぱりこの問題は出された2点をうまく意見をまとめて、再度、すり合わせをしながら提出してもらいたい。タクシーチケットの問題も含めて、公共交通のあり方をきちっと執行部に整理されたいと思うし、私は1つ気になっているのが、令和4年度という実証実験がありますよね。これも本当は、ことし令和2年と3年ということで、そういうことでちょっとスパンが長過ぎるじゃないかなというふうに、大学との連携で行っているわけだけでも、もう少し、そういう意味ではスピード感を持った対応をされたいなということも含めて、意見として申し上げたいなと思います。もう、住民はそういう、待つ時間が本当にあるのだろうかという意見がありますので、公共交通は特に大事な問題だと思いますので、意見として、ぜひとも取り上げてもらいたいというふうに思います。

○荒木委員長 古都勝人委員。

○古都委員 今、お話がありましたように2つ提案があつとるわけでございます。まず1つ目でございますけども、私は、先ほど岩崎委員も言われましたけども、実験中であると、その成果も聞いて検討したいなと思うところですが、坪倉委員のほうから言われた回数の問題、確かに文章的にもそうなっておると思いますが、じゃあ2回なのか3回なのか、どこまでが2回、理由からいうと、その使い便利の関係だと思いますが、どの距離までが2

回でどの距離からが3回になるのかと、いわゆる中心地に向けての回数の問題も出てくると思うんですよ。いわゆる根拠がそういうところなので、そうするとその境目をつくるのも相当議論が要ると思うわけです。そういうこともあるんで、福栄の実証実験を確認して、よく検討してやるべきだと考えますし、それと、もう1人、どなたか出しておられますが、先回の説明のときもありましたけれども、私も意見を言わせていただきましたけれども、使い便利と、もう一つは、タクシーのチケットも年度末ぐらいまで残しておいて緊急の場合に使うという話もあったわけですが、片や私が聞いた意見では、家の前をバスが通るんでタクシーでないほうが良いと、何回も使えたほうが良いという意見もあつたりしますんで、ここに書いてありますように、福祉保健課等を加えて、いわゆる制度の見直し、今頭の中によぎるのは、例えばタクシーでも使える、バスでも使えるというような、平たく言うと200円券100枚配るとか、それで、半分はバスで通ったけど最後の1万円はタクシーで緊急なことがあって出たとか、そういう、本当に住民のニーズを再度、スポットでもいいですから担当課のほうでとられて、住民に近い制度にしていきたいなと思います。

したがいまして、前段はとりあえず検討期間、後段のものについてはすぐに検討に入っていたきたいと、このように私は思っております。

○荒木委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 私は前段、後段ともに取り上げたほうが良いと思います。それで、全体の問題について、やっぱり遠くの方にとっては非常に切実な問題なので、できるだけ回数での助成というのを実現してもらいたいと思います。それで、今、古都議員からそのシステムをどうするかっていうようなこともありましたけども、例えば今までどおりお金のチケットと回数のチケットと選択制にするという、そうすると、周辺地域の人は金額を選んで、遠くの方は回数を選ぶとか、例えばですよ。例えばそういうやり方も考えられますし、いろいろやり方はあると思うので、できるだけ早く実現を求めたほうが良いと私は考えます。

○荒木委員長 そのほかございますか。

近藤仁志委員。

○近藤委員 一番問題は、町民にとって問題は、要するに回数とお金であって、それから議会のほうからしたら、要するに今、同僚委員がおっしゃられましたけど、10月に策定された計画が12月の予算に反映されていないという、その執行部に対する憤りと、その2点があると思うわけなんです、この前段の問題に対してね。自分たちもちよっと、若干、

離れた地域に住んでいる関係で、やはり公平さに欠けるという制度であるということをも物すごく認識しております。確かに回数という形でしてもらえたら公平さが保てる、要するに自分の利用できる回数ということですので、仮に病院に行くなら、要するに3回分の受診は誰でもできるという形であるし、買い物でも3回はできるというような形で、確かに公平性を若干でも緩和できるのではないかと思います。

それからもう一つは、執行部に対して、10月に計画したものが、自分たちが計画したものが、なぜ12月に予算の請求であったり、あれができなかったのかというのは大きな問題であります。その点を踏まえて、自分はそこを載せて、ぜひこれは載せても自分はいいと思います。あえて、あえて載せてもいいと思います。

それから下段のほうはぜひ載せて、広く、このタクシー助成制度について、より多くの期間で検討してほしいと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○荒木委員長　という皆さんの意見ですが。

古都勝人委員。

○古都委員　今、近藤委員のほうからお話がありましたけれども、病院に3回とかいうような話でいきますと、霞の人は、じゃあ何回も行くわけです。それと同等な回数を、いわゆる終点近くの人に保障するということになるのと、莫大な金がかかると思うわけです。ですから、そこら辺の考え方でやると1,000万が何千万もかかるという結果を生むと思うんですよ。ですから今の考え方でいくと、逆に近くの人を落とすという公平さをつくらなければいけないわけですから、そこら辺はよくよく検討する必要があると、かように思うところでありまして、時間がかかるのではないかなと思っております。

○荒木委員長　近藤仁志委員。

○近藤委員　時間がかかるという問題ですけど、この計画を策定される時点でそういうことは十分予測もされるし、その時点で検討された結果に出された計画案であって、それを今、ここで言われても、若干、趣旨が違っていると自分は思います。この計画を出される過程で十分、自分は検討をされるものだと思っております。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○荒木委員長　坪倉勝幸委員。

○坪倉委員　近藤議員と同じなんですけども、これもう3年経過されて、1年目に終わったときに次のやり方を検討すると。毎月、事業者と3者で、企画課と福祉保健課で協議をし、実態を見て、次の年に改善を反映していくという説明があったんですけども、本当にずるずるといいまじょうか、同じ制度が続いてきております。

それともう一つは、予算のことも古都委員言われましたけども、確かに近くの人が、今、例えば病院に30回使われとるのが少なくなるっていうことについて、既得権といひましようか、既存の利益から少なくなるっていうことはあります。その辺については理解をいただく必要があろうかと思ひますけども、町全体の施策として考えたときには、やはりその公平性ということからしても回数の方がいいと思ひますし、おでかけタクシーチケット助成制度、制度そのものも、やっぱりそのあり方を見直すべきだと思ひております。

やっぱり町内での移動、中心地域へ向けての移動っていうところ、いわゆるコンパクトビレッジの中心地域構想の完成形に向けて、やっぱりそこは充実していくべきだと思ひております。今の制度は、例えば松江市であろうと米子市であろうと、日南交通のタクシーを使って出かけることができるっていう制度ですので、その辺もあり方について検討すべきだと思ひますけども、そのところはともかくとして、中心地域へ向けての回数制限、計画もそういう趣旨だろうと思ひております。県外へ向けて回数ということじゃなくて、中心地域へ向けての回数制限という趣旨で計画もつくられておると思ひます。

そして、意見についても、意見を出しても実行は厳しいのかもしれない、時間的なことも考えると、4月1日施行には。けども、近藤委員も言われましたように、本当に計画を真摯に実行していくっていう姿勢に対する批判も含めて、意見としては、ぜひ上げていただきたいと思ひております。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○荒木委員長 古都勝人委員。

○古都委員 言われるところ、私もわかるところがありまして、いわゆる計画と予算措置の関係は、これはおかしいと私も考えます。ですから、それについては指摘が必要なのかもわかりませんが、いま一つ思ひ出させていただきますと、おでかけチケット自体が、地域のほかの方と一緒に誘って対面をしながら使用すると、いわゆる高齢者の方が1人でおるということが少ないようにと。それ以前には、古い議員は知っておられますけども、沖縄あたりではそのチケットで散髪をしたりとかできるような形になっております。したがって本来の目的であるのは、集落で三、四人、わかりませんが、2人でもいいと思ひますが、一緒に病院に行く、そうすれば経費的には半分で済むわけです。そういうような利活用を徹底すれば、有効利用がもっとできるんじゃないかと思ひうわけです。したがって、やはりそういった住民に周知する期間も大事かなと思ひております。

したがって、今の計画と実行については別にこのタクシーで述べる必要はなくて、役場全体の計画と実行とが、ずればまだほかのものもたくさんあるわけですし、そういったと

ころの項目を起こして指摘する手もあるのかなという気がいたしております。

○荒木委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 上段も下段も、回数というところでは方向性は同じだとは思いますが、その仕組み、時期ってところが今議論されとるわけでございます。究極は、ドア・ツー・ドアの公共交通、求めるところはそこだと思っております。ただそれが経費的な、どうなのか、あるいは実施できる時期、検討していく、協議すべき内容、そういうところがやっぱり冷静に考えなければならぬところなのかなと思っております。

それで、やはりその全体を考える中でタクシーということになりますと、やはり町内のタクシー事業者さん、こちらの考え方とかいうのも反映すべき部分であろうし、それからそういうところを検討するのが今の公共交通の対策協議会というところだと思います。議会としての意見という部分もあるんですけど、やはりその根本的に足りないのが、その対策協議会の中に今、福祉保健課が入っていない、そこでやはり、高齢者、障がい者をどういうふうな形でフォローできるかという考え方っていうのが欠けてるのではなかろうかと思っております。

議会として、今のタイムリーな執行部の動きっていうのがないというところは、まさに同感ではございますけれども、回数というのをこのたび明確に実施せえという形になりますと、体制の話もあります、内部的な協議、関係者の協議、やはり時間がどうしても必要だと思います、現実的にはですね。タイムリーに動けなかった執行部の体制っていうのは非常に遺憾なところではありますけれども、現実として協議すべきことが多々あるかと思えます。この議会の議員の中で話しても、それは一日あっても足りないぐらいの、正直、時間はかかると思えます。それをここで表現するのとかどうかいうところは、やはり慎重に考えるべき案件ではあると思えます。以上です。

○荒木委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 いろいろ意見が出ておまして、今、岩崎委員もおっしゃられましたけど、折衝案と言やあおかしいですけど、特に2番目については、ぜひこういう形で福祉保健課も入れて幅広い形でのこのタクシー助成のあり方を検討してほしいということは、皆さん方、誰も統一した意見であるように感じておりますけど、その前段の問題ですけど、要するに2つに分けて、このたび、要するに執行部のこの計画を立てたのに予算が反映されていないという点を強く指摘する文面に変えることで、折衝を提案します。

○荒木委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 具体的にはそういうことに落ちつくのかなとは思っておりますけども、そもそも相乗りグループの制度は当初からつくって運用されておりました。そのことが福祉保健課の今の課長の認識にないということ自体も非常におかしいことでありますし、もう一つは、公共交通でも究極の公共交通はデマンド交通じゃないかな、ドア・ツー・ドアだっということは概要版を策定された4年前からも示されておったわけでありまして。それに向けての第1段階でタクシーチケット助成制度ができたんですけども、これを公共交通じゃなくして福祉施策に置きかえてしまったということがそもそもの違いだと思って、私もそこは指摘したんですけども、本当のドア・ツー・ドアっていうことになると、これがタクシーでの実施になるのかバスでの実施になるのかっていうことはともかくとして、いわゆる免許がない、免許証を持たれない高齢者だけじゃなくて、誰でも使えるっていうのがドア・ツー・ドアのデマンド交通だと思っております。そういうことを求めるための実証実験としては非常にいびつな形であったと思っております。

そういうことは今後、検討していただきたいんですけども、近藤委員が言われましたように、その文章にも書いてありますけども、まことに遺憾であるというところは、ぜひ残していただきたいと思っております。（「そうです」と呼ぶ者あり）

○荒木委員長 そういたしますと、公共交通については取り上げるべきだというふうに思いますが、その中で、一番最初の文の、公平性に欠ける一律2万円の助成から回数での助成に変更されたいという、この議論をすると平行線でどうもいかないみたいですので、とりあえず計画性に対する実行についてということ、皆さん、これについては、これは入れると、文言として入れるということはどうでしょうか。

近藤仁志委員。

○近藤委員 意見です。要するに、前ページからの、昨年10月に公表された、から始まって、次ページの、まことに遺憾である、で終わります。そこからその後ろの、地域間格差、は削除しまして、変更されたい、まで全部、削除させていただきまして、そこに何か、もう一言でも提案者の思いがあったら足してもらっても結構ですけど、それからは、タクシーチケット助成制度についてという文言で、後ろのほうは前のほうにかぶせる形で、若干でも文言を訂正してもらえばいいのではないかと思います。

○荒木委員長 という案が出ましたが。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 いずれにしても、もう一回、これを文章として組み立て直して、再度、協議

をすることが必要だと思いますので、今の出した意見でまとめていいんじゃないでしょうか。今の、要はそれを踏まえた形の文章をつくると、それは次、確認すると。もとをつくってからまた、したほうが良いと思います。

○荒木委員長 という意見であります。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 委員長に整理をしていただきたいんですけども、2つ目のタクシーチケット助成制度についてはっていうところですが、これをタクシーチケット助成制度に限定をするのか、公共交通のあり方っていうふうにするのか、そこはどちらがよろしいでしょうか。私もちょっと悩んでおるところですが、皆さんの意見があれば。

○荒木委員長 どうでしょう、皆さんの意見は。私は、公共交通にして幅広くしといたほうが良いように思いますが。

近藤仁志委員。

○近藤委員 自分は、一番問題は、やっぱりタクシーチケットの助成問題じゃないかと自分は思うわけなんで、公共交通でバス、要するにこの計画、このたびの前段の計画、公共交通の計画書と照らし合わせたら、その問題を一番解決せにゃいけないのはタクシーチケット助成制度ではないかと自分は考えております。いや、皆さん方の意見に従います。

○荒木委員長 とりあえず、公共交通制度についてというふうにしますが、また次の会に、また、それまでに検討してください。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、その下、タウンズネット管理運営事務について、タウンズネット光化工事により、行政関係の回線使用料が年間500万円程度増加するが、みずからが設置したネットワークであるにもかかわらず増加することに疑問が生じる。ネットワーク設定の見直し等により経常経費削減を検討されたいということですが、これについて、皆さんの意見はございますか。

岩崎委員。

○岩崎委員 ちょっと説明をさせていただきます。

このたび光ファイバーの敷設をして、これまでの同軸ケーブルからレベルアップを図っていく、高速化を図るという中で、いわゆる町が整備します。それを中海テレビさんのほうに貸し出す形で町内へのサービスを提供するというところで、純然たるケーブルテレビの、テレビのサービス、インターネットのサービスを町民の皆さんに提供するという形はもちろん基本ではございます。ただ、行政としてのネットワークというのが、今回、どう

も反映されとらんじゃないかと。いわゆる町が、町独自の出先とか地域振興センターとか、そういうようなところを結ぶライン、ここに係る経費がこのたび新たに加わっていると。同軸ケーブルのときにはそれはもう、いわゆる町が整備して地域振興センター等の出先とつなぐラインというのは追加費用なしで運営しとったわけでございますけれども、これがやはり別途必要になるというのはどうも納得がいかない。この500万というのが1回で終わるのではなくて、今後ずっと必要になってくるわけでございます。10年たてば5,000万。やはりその間にしっかり基本的なものの考え方を、行政としてのネットワークという位置づけ、これを定めることによって経費の削減もできるのではないかという意見でございます。以上です。（「どれとどれで500万」と呼ぶ者あり）

具体的に言うと、22ページの中段あたりに役務費のところがございます。そこで、テレビの再送信受信料、それから復旧作業、回線費用等書いてあります。そこが元年度は790万程度ですか、それが1,200万円となっているわけです。ふえてます。ふえて、その額が、ここで詳細はわかりませんが、この500万増加というのは、余りにも額が大きいのではないかと感じております。その根拠が明確に回線の使用料だけかどうかというところも、ちょっと調査が必要かと思えますけど……（発言する者あり）えっ。

（「再調査」と呼ぶ者あり）再調査。

○荒木委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 疑問が生じるという表現であって、先ほど意見が出ておりますけれども、本当に、実際がどうなのか、基本的な経費の積み上げを精査する必要があると思えますので、担当者に来ていただいて、改めて説明を求める必要があると思えます。

○荒木委員長 という意見であります。皆さん、よろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）私のはっきり、よくわからないので、果たして経費の削減が可能なのかどうかはわかりませんので。

じゃあ、とりあえず上がっていただいて説明していただくことにしますけれども、担当課のほうにちょっと連絡をして……（発言する者あり）。じゃあ、とりあえず担当課のほうの都合もありますので、ちょっと先の項目を、先にしたいと思えます。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、その下の観光振興対策事業についてであります。一般社団法人日南町観光協会は、町の観光振興対策事業のほとんどを受託されている。観光協会と委託される企画課の関係において、事務が混同しないように観光協会は庁舎外に事務所を移されたい。受託事

業とともに自主事業を企画され、主体的かつ活発な事業展開により交流人口の増加と経済の活性化に資する活動になるように指導されたい。また、日南邑、ゆきんこ村及びイチイ荘について、観光事業、交流人口の拡大のために一体的な連携を図られたいということですが、この件について御意見ございますか。受託費用としては2,732万7,000円ということですが。

岡本健三委員。

○岡本委員 この意見を取り上げることには賛成なんですけれども、ただ、ちょっと私、提案者の方の意図がよくわからないところは、その2行目に、事務が混同しないように庁舎外に事務所を移されたいとありますけど、そういう消極的な理由だったのか、もっとその観光振興ということに積極的にかかわるという意味合いで庁舎外だったのかということと、あと、そもそもどこが一番活動しやすいかというのは観光協会そのものが一番よくわかっているような気がするんですけども、庁舎外というところまで限定してしまっているのかどうかということ、ちょっと思いました。

○荒木委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 消極的なのかもしれませんけども、いわゆる委託者側が町長であります。受託者も町長が会長を務める観光協会であります。そこを、そういった関係において、利益相反とまでは言えませんが、非常に悩ましい関係にあるということと、企画課の職員が観光協会の事務に直接的にかかわっておると。委託先の事務に直接かかわっておる。確かに連携は必要ですけども、直接的に事務にかかわっておることが、いわゆる、言うところ、事務の混同という表現をいたしました。そういうこともあって、その受託者と委託者が同じところにおるということ自体が余り適切でないという思いが一つありますし、一般社団法人化、いわゆる法人化に向けて2年間、準備期間をとって、法人化されて丸1年経過した状況からして、町長はもう少し時間が欲しいとは言われましたけれども、自立した運営というのが求められるし、期待をしたいと思っております。

○荒木委員長 古都勝人委員。

○古都委員 文言は別として、先般来も話も出ておりましたけれども、やはり社団法人になったということもありますけれども、早く自立をしてもらいたい。過去3年間、常に形態を変えてきております、観光協会は。そういったこともあるので、観光協会のためにも、やはり自立できる環境をつくる。それは今の一体化した事務になってしまっているところも問題ですが、先般、指摘いたしましたけども、事務局長を役場の担当職員がやっておる

というような実態なわけですし、こういうところも、やはり3名の観光協会職員の中で事務長なのか事務局長なのかわかりませんが、責任のとれる体制を早く確立して自立してもらいたいと、このように思っております。

○荒木委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 この観光振興対策ということが、要するに日南町の観光振興をする上でどういう形態が一番いいのかということで、今の執行部のほうは、今の形態で各課と観光協会が併設するような立場にあると思います。皆さん方がおっしゃるように、早くひとり立ちしたいということで観光協会は庁舎外に事務所を移されたいというのは、期限を切っていないわけでありまして、なるべく早く独立してほしいという思いが伝わるとと思います。それと、その下のほうですけど、本当、そのまんま、私たちが期待するもので交流人口の増加にどんどん進んでいってほしいという思いがありますので、これはとりあえず上げて要望してほしいと思います。ただ1点が、庁舎外に事務所を移されたいというのは期限が切っていないので、こういう形で早く成長してほしいと思います。

○荒木委員長 そうしますと、意見は、早くひとり立ちしていただきたいということで、観光協会の庁舎外に事務所をとということでよろしいですか、皆さん。（「場所のことがない」と呼ぶ者あり）場所のことはちょっと今特定はできませんが、庁舎外にとということでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃあ、これはそういうことで、採用ということにいたします。

先ほどタウンズネットの管理事務について、企画課の再審査を午後1番目に、最初から、1時から始めたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは、住民課に移ります。環境保全対策事業です。日南町の環境問題は、セントラルファーム農場による汚水の問題、ネオニコチノイド、グリホサートなどの農薬が自然環境へ及ぼす影響、オオサンショウウオを初めとする希少動植物とそれを含む生態系の保全など多岐にわたり、非常に複雑である。町は第3次日南町環境基本計画と第3次日南町環境実行計画を平成30年3月に制定しているが、時宜に応じて複雑な環境問題に積極的に取り組むためには、環境審議会が常に問題を専門的かつ広範な観点から審議をして解決策を提案する必要がある。そのために、環境審議会の年複数回の開催と専門家による講演会やシンポジウムなどの開催を検討されたいという意見です。これについて皆さんの意見を求めます。

岡本健三委員。

○岡本委員 私が提出した意見なんでちょっと説明させてもらいたいと思いますけれども、環境基本計画と環境実行計画があるわけですが、なかなか具体的な行動に結びついてない面があるのかなという面があります。特に今、顕在化されてるのが、もう以前からずっと大西議員中心にされてるセントラルファーム農場の問題ですとか、あとオオサンショウウオに関しては要望書が出ておりますし、きのう坪倉議員も指摘されておられましたけれども。そういうことで、ネオニコチノイド、グリホサートのところは私が一番熱心に行っていて、直接的な被害が今何か町内で訴えられてるわけではないんですけれども、例としてそういったように非常に多くの問題がありますので、計画を策定したからそれで審議会終わり、終わりというか、年1回でそれだけしかやらないというのではなく、もっといろんな問題について町民の方の意識を高めるという意味でも、もっと環境問題に熱心に取り組んでいただきたいという、そういう意味合いで出させてもらいました。

○荒木委員長 ほかの委員の方の御意見は。

久代安敏委員。

○久代委員 前段のいろいろ状況は書いてありますが、下段の、環境審議会が常に問題を専門的かつ広範な観点から審議し解決策を提案する必要があるの、そこから3行は今の実態から見て必要なことだというふうに思いますので、環境問題をしっかり審議してもらおうということでの意見としてはありかなというふうに私は思いますが、どうでしょうか。

○荒木委員長 大西保委員。

○大西委員 私も議員になる大分前からこの環境についてはいろいろ言っておりましたし、また議員になってからも一般質問で何度となく言いました。それで昨年、環境審議会も開いてないということで、審査では回数をきちっと開いてと最低のレベルの話をしました。今、提案者の岡本議員がもう本当に心強い内容を書いていただいております。私も、先ほど久代議員が言われた環境審議会がという言葉、僕は大変、3行についてはいいと思います。ただ、本当に、これは後々に岡本議員も一般質問でこの環境問題を取り上げていただきたいんですけども、環境基本計画、本当にもう10年以上たっております。やはりもう一度いろんな面で、予算審査じゃないですけども、一般質問等でやるべきだと思っています。ただ、今回の意見として採用するならば、環境審議会のこの3行につきましてはいいんじゃないかなと私は思います。

○荒木委員長 そのほかございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

取り上げるということですが、岡本委員、ちょっと伺いたいんですが。このネオニコチ

ノイドとグリホサート、こういう薬品の名前ですよね、これを入れるべき、あんまり入れるべきではないと思う……。

○岡本委員 問題は例示として上げましたので、おっしゃるとおり、そうですね、一番肝のところは下3行のところを、それをやってほしいという。ただ、なぜやってほしいかというちょっと説明が欲しいかなと思って書きましたけれども。

○荒木委員長 ああそうですか。

○岡本委員 肝のところはその3行のところですよ。

○荒木委員長 ということです。それで、文言はじゃあまた考えていただけますか。（発言する者あり）じゃあ、とりあえず上カットで。もう少し簡単な文言にしていきたいと思います。

では、取り上げるということでもありますので、続いて、福祉保健課のほうに行きたいと思います。支え愛ネットワーク構築事業。新たに見守りシステム回線料75万円が予算化されたが、自設ネットワークを利用した方式を導入できないか、情報主管課の企画課と協議、検討されたいという内容ですが、皆様の御意見を伺います。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 これも担当課聞き取りの中で、この通信費が上がった原因は光化が原因であるという説明がありました。そこを含めて、先ほどの企画課のところとあわせて、この分については再度調査をしていただけたらと思います。

○荒木委員長 え、福祉保健課に上がってもらうという。

○岩崎委員 じゃなくて企画課。

○荒木委員長 企画課のほうでこのことについて。

○岩崎委員 結局、予算が福祉保健課の予算だったんでこういう書き方はしたんですけども、そのもとは光化したことによるという説明がありましたので、情報主管課の企画課のほうに説明をいただきたいと思います。

○荒木委員長 わかりました。じゃあ、午後からこのことも含めて審査をしたいと思います。それでよろしいですか。午後審査をしてから協議したいと思います。

それでは、続きまして、介護サービス事業特別会計の中におきまして、公債費償還事務費という中で、日南町の指定管理施設であるあかねの郷は日南福祉会が運営することを前提に日南町が公設民営で建設したものであり、起債償還に係る負担2,767万8,000円を日南町福祉会に求めるべきではない。これまで日南福祉会は約2億円、今後約5億

円の負担を求める予定である。日南町福祉会「に」ですね。建設から14年以上経過したため施設の修繕を一般財源で行う計画であるが、その負担のあり方も不明確で曖昧である。この際、日南福祉会の経営改善のためにも抜本的に見直すべきであるということでありませぬ。

では、このことについて皆さんの意見を伺います。

久代安敏委員。

○久代委員 今回の案件ですけれども、介護サービス事業特別会計の公債費償還事務です。ここに書いておりますように、これまで約2億円、それから今後約5億円の負担を求めると総額で約7億円という、起債をした償還の約3分の1を利用料として日南福祉会に求めるという仕組みです。過去、令和元年度を入れると5回、償還の繰り延べあるいは減免という措置をとって一定の福祉会の負担軽減を行っておりますが、先般、指定管理の契約の議決をした際に日南福祉会の事業計画の予算もありましたが、それで令和2年度はとんどの収支ゼロの収支予定を上げておられました。当然、令和2年度の負担金の2,767万8,000円を含めて、単純に言えば、これだけの黒字は出るんだという見通しのもとに予算を立てられていますが、本当にそういう状態なのかと。一方で、一般財源から福祉会に当初予算で900万、中山間地の介護サービスの助成をするような予算を立てておられますので、やっぱり本当に日南福祉会が安心して安定して介護サービスが実行できるように、もうこの負担金そのものをやっぱり根本的に見直していく時期じゃないかということで、先般定例会でも町長に申し上げましたけれども、やっぱり議会としても一定の結論とか考え方を示していく必要があるじゃないかなというふうに私は考えますので、重ねて予算審査の案件に上げさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

○荒木委員長 そのほかの意見はございませんか。

岡本健三委員。

○岡本委員 私はこの意見取り上げるべきだと思います。私も、同じようなことなんですけれども、やっぱり必ず必要な施設ですし、安心して経営していただくためにも負担を求めないでということをお願いしたいと思います。

○荒木委員長 そのほかございませんか。

古都勝人委員。

○古都委員 さっきも言ったんですけれども、これも久代委員の持論の一つだと思っておりますが、たびたび討論のときにもお話をしたわけなんですけれども、もともと公設民営でスター

トしておるわけでした、この償還については町長と経営者との話し合いで決めるということになっておりまして、最初経営が悪くなって2年は繰り延べで最終年に持っていくという形をとりました。最近ではいわゆる免除をしておるという状況で、経営自体は状況を見ながら行政のほうが、町のほうが判断していくということになっております。もともとこれはできたときに両者が話し合っただけで決めるという約束になっておるわけですから、これはこれでいいと思います。

それともう一つは、意見出しておられます、14年たってということで老朽化してくるわけです。これから修繕等、今もですがたくさん出てきておりますけれども、公設民営の一番いいところは、いわゆる設置者が修繕等をしていくというところで、今経営状態が悪いあかねの場合には、逆に役場のほうに施設設備を直してもらおうというのは非常にプラスになるわけでありまして、あえて今の状態を変える必要がない。特に経営についての、いわゆるコンサルを入れて再建を図ろうとしておる時期ですので、そちらのほうでまずは判断をしていただくというのが筋ではないかなと思ひまして、私は今回はこれは上げる必要はないのではないかと。コンサル等の結果を見たり、経営者も今かわったところでありますので、その手腕も見て、本当に必要になれば当然議会からもそういったことは言わなければいけませんけれども、今は必要ないというふうに考えております。

○荒木委員長 そのほかの意見はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

そうしますと……（発言する者あり）じゃあ、どう……（「挙手」と呼ぶ者あり）挙手ですか。

では、この意見を採用しましょうという方の挙手を求めます。（「しましょう」と呼ぶ者あり）しましょうという。

〔賛成者挙手〕

○荒木委員長 賛成少数でありますので、とりあえずこれは取り上げないということにいたします。

続きまして、農業委員会のほうに入ります。読み上げます。農地法に則した適切な農地利用最適化推進に関する指針を策定し、担い手への農地集積、集約化、新規参入の促進、遊休農地の発生防止、解消のそれぞれの目標達成のために鋭意努力されたい。特に農地に対する固定資産税の課税の軽減または強化に係る対応は、農地所有者に周知するとともに住民課と連携をして適切に運用されたいということですが、これについての皆さんの意見を求めます。ございませんか。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 昨日の農業委員会で多分、令和2年度の農地利用最適化の推進に関する指針と農業委員会の活動計画を審議をされておるんじゃないかとは思いますが、これまでの指針なり活動計画を見る限りにおいて、先日の農業委員会の会長の答弁も含めてですが、その指針の中に担い手への農地集積、集約化と新規参入の促進、遊休農地の発生防止、解消のこの3つの柱があるわけですが、それぞれがいわゆる法の趣旨にのっとった計画になり得てないと思っております。計画と実態がなっていないということもあって、それぞれに指針の設定とそのための活動に努力をいただきたいということでもあります。下の2行はそのとおりであります。農家に対していわゆる恩恵が行き渡っていない。逆に農地管理の義務、農地法2条の2に規定されている努力義務が伝わっていないということだろうと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○荒木委員長 そのほかの御意見はございませんか。ありませんか、取り上げるかどうかというのを。ほかの方の御意見はありますか。

古都勝人委員。

○古都委員 私はこれ賛成でありまして、特に農業委員さんの活動もですが、いわゆる農業委員会体制の変更がありまして、名称は忘れましたが推進員さんあたりが徹底的にこういった部分で活躍をいただくということで、多くの方にいわゆる報酬を払って期待をしておるわけでありまして十分な活動もしていただきたい。ついては、初段階でこういうことが一番問題になっておりますので私は賛成をいたします。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○荒木委員長 それでは採用ということですが、中身についてはどうでしょう。（「いいです、いいです」と呼ぶ者あり）これでよろしいですか。

では、取り上げます。

次、農林課の山村振興一般対策事務について。ゆきんこ村グラウンドの芝生化については、土地条件やオーバーシード目土入れなどの工法及び後年度の管理体制、コストについても十分に検討した上で執行されたいということではありますが、この間オーバーシードとかいう質問が出ておりましたが、これについてどうでしょう。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 オーバーシードが本当に必要なかどうかということも一つは疑問でありますし、古都委員が言われたその芝目土入れ、これが本当に大切だと思いますし、これの経

費が定かになってないということは今後の負担として大きな問題だと思っておりますし、今、株式会社創環が受託をされとって、役場と創環の間で今後の管理については協議がされておりますけども、創環、指定管理者がかわったときの負担がどうなるのかっていうところは、多分新たな町側の負担が発生するであろうと思っております。それと、根本的にやっぱりあそこの地理的条件からして、全面に芝を張ってそこをきちんと管理できるかっていえば、できないと思います。山手のほうはもうほぼ水がたまるとる状態で芝が育たないと思っております。そういうことから含めて九千何百平米を芝生化するっていうことは避けるべきだと思っておりますし、本当に十分な検討をしていただきたいという思いであります。

○荒木委員長　という意見ですが、ほかの方はどうですか。

久代安敏委員。

○久代委員　やっぱり大事なのはランニングコストです、経常経費、ずっと。ですから、議会としても提案をされている以上、予想される今後のランニングコストをきっちり試算したものを、ちょっとこれも資料、説明してもらえればいいわけけども、ちょっともう一度お聞きしておきたいなというふうに思いますし、それから今坪倉委員が言われたように、今たまたま創環という指定管理者が受けておられるけども、芝生もずっと将来にわたって残るわけだから、誰が管理者になってもきっちり維持管理ができると、せっかくいい芝生を植えても何年かしたら劣化して草ぼうぼうになったとか、例えば。そういうことにならないようなやっぱりきちとした方針がなければいけないなというふうに思いますので、そこら辺についてももう少し詰めた皆さんの、議員の皆さんとも議論する必要があるじゃないかなというふうに思います。どうでしょうか。

○荒木委員長　そう思いますけど、ほかの方の意見は。

大西保委員。

○大西委員　農林課からこれの説明聞き、そして現在、神郷温泉のところに同じようなことをやってもう2年たったと思うんですよ。今、先ほど言われましたように1年間の必要経費はどれぐらいかかるかは問い合わせすればわかると思うんで、その辺もちょっと再度聞いて、本当心配ばかりしてもいけませんけれども、本当にやった後ずっとやっぱり10年でも使ってもらいたいんで、ちょっともう一度その聞き取り、もし情報がもらえれば実際に隣の町の神郷でグラウンドをされてます、同じやり方でやっていますんで、ちょっと参考に聞いてはどうでしょうか。

○荒木委員長 今、もう一度聞き取りという意見が出ましたが。（「資料だけでも」と呼ぶ者あり）資料だけでも結構ですか。資料だけという。資料をほんなら提出していただきます。

近藤仁志委員。

○近藤委員 文言ですけど、確かに芝生化することによって、来場者というかな、の方は大変喜ばれる実態はあります。その効果は恐らくあると思います。問題になるのが要するにランニングコストとそれから土地条件、特にゆきんこ村に関しては本当3分の1近くが大変絶えず山側から水が出てくるというような状態でありますので、そこに果たして全面の芝をポット苗を植えて生えるか生えないかということも十分検討せないけんし、果たしていいのか。その文言として検討した上で執行したいということは、要するに執行するのが何か前提に感じるわけなんで、中止、要するに中止も……（「含めていう」と呼ぶ者あり）含めた検討をされ、慎重に執行されたいというような文言に。入れるなら本当中止というのもありだということは、やはり意見として書いておいたほうがよいと思います。

○荒木委員長 坪倉委員のほうはよろしいですか。規模を小さくしてという意見もありましたが、中止という文言も入れるわけですか。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 私は本当中止も含めて検討していただきたいという思いであります。執行されたいっていうふうに書きましたのは、予算の修正まではようせんなと思って執行されたいっていうふうに書きましたが、検討していただきたいということでもあります。それと、ゆきんこ村、地元でもあるんで本当に活性化のためにこういう取り組みはぜひ望みたいところでもありますけども、本当に他の施設も含めて芝生化をどこにそういった観光なり交流人口の拠点を置くかということも含めて十分な検討が必要だと思っております。

○荒木委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 要するに全面でなしに、たしかこれ試験的にやってみようというようなことが書いてあったように思いますけど。だけえ本当、適地に、要するにゆきんこ村のグラウンド大変広いわけですので、それを全面に張るといような前提でなしに適地を選定をして、本当成功するような形で芝生化をしてほしいと思います。やはり芝生というのは大変魅力がありまして、みんなが来て遊ぶのにも子供さんが来て遊ぶにも大変有利だと思いますので、そういうのは町内にこういった、日南邑もありますけど、やはり必要だと自分は思いますけど、植生ができないようなところはやはり十分選定する必要があると思います。

○荒木委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 補足ですけれども、近藤委員が言われるように、例えば3分の2、グラウンドゴルフでの使用が非常に多いわけですが、通常あそこに3つのコートを設定されるということからすれば、例えば3分の2を芝生化して芝生のコートを2面、土のコート1面というようなやり方も使い方としてできるんじゃないかと思しますので、その芝生の面積、それから工法等についても検討いただきたいと思しますし、一番は誘客の効果と後年度負担についてもやっぱり検討が必要なのかなと思っています。

○荒木委員長 面積としては9,600平方メートルというようなことでしたが、果たして中止も含めてという文言入れたほうがいいのかどうか、私ちょっと疑問になりますが、それ中止も含めて検討……（「中止も含めてか」と呼ぶ者あり）うん。中止を含めて文言がちょっと気になりますので、その件についてちょっと。私は必要ないと思しますが、中止も含めては。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、この件について取り上げることでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、ただいまから休憩といたします。再開は午後1時からといたしますので、よろしく願いいたします。

〔休 憩〕

○荒木委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午後最初に、企画課のタウンズネット管理運営事務と、それから青年結婚・UIターン促進事業とについて再度説明を求めます。

では、タウンズネットから最初に……（発言する者あり）わかりました。

失礼いたしました。説明は、タウンズネット光化工事により行政関係の回線使用料が年間500万円程度増加するが、みずからが設置したネットワークであるにもかかわらず増加することに疑問が生じるということでもありますので、その500万円という金額も含めて再度説明をお願いします。

出口室長。

○出口自治振興室長 失礼します。タウンズネット管理運営事業の中におきましての役務費についての御質問ということでお伺いしました。

タウンズネットの管理運営業務の役務費ですけれど、昨年から508万2,000円の増額という形になっております。その内訳ですけれど、まず一番大きいのがテレビの関係

の再送信料のところになります。そのプラス分が265万3,200円が内訳となります。その次に大きく増額となっておりますのがタウンズネットの回線利用料で200万6,400円、あと同じくタウンズネットの回線利用料で42万2,400円ということで、合計508万2,000円の増額となっております。

詳細ですけれど、テレビの再送信料につきましては、現在F T T Hの事業をまだ現在行っている最中でありまして、契約数につきましては、このF T T H事業に際しまして再度精査しているところでもあります。ですので最終的な数字といいますのは令和3年度の事業が終わった段階で、南側の事業も終わった段階で最終的な契約件数ということに落ちつく予定と考えております。今年度の予算請求させていただいた件数につきましては1,553世帯ということで、昨年より少しふえております。世帯数につきましては毎年見直しを行っております、その世帯数に対しまして再送信料のほうを、毎月1世帯当たり500円掛ける12カ月ということで計算のほうをさせていただいております。ですので現在、ことしの予算は1,553世帯で予算要求をさせていただいておりますが、それにつきましては今現在ということで流動的であるということもお含みいただきながら、今年度の増額ということで御理解いただければと思います。

もう1点、増額理由として上げましたタウンズネットのF T T Hの回線利用料につきましては、この点が、議員さんがおっしゃっていただいたF T T Hで回線のほうを単町で町のほうで設備したにもかかわらず増額するのはどうなのかということの御質問だと思っております。

これにつきましては、確かに町のほうでF T T Hの光化の回線のほうの工事はさせていただいております。ただ、そこから先の回線を利用いたしまして通信を行うものにつきましては、どこかのサービスを利用しないとできないという部分にもなりますので、40件、集会所であったりそういった公的な施設の部分について、今現在予定しております事業者の月当たりの3,800円というインターネット回線利用料の掛ける12カ月分のところを予算要求をさせていただいております。ただし、これにつきましてはまだ確定というわけではありまして、予算審査のときにも岩崎議員のほうからも御意見いただきましたけれど、しっかり事業者と協議するよということの御意見もいただきましたので、そこについては継続協議をさせていただきたいというふうに思っております。

最後プラスに上げさせていただきました、同じく回線利用料の42万2,400円ですけれど、これは移行させていただいた分の増額でして、昨年までは電算管理運営事務のほ

うに役務費のほうで上げさせていただいておりました。具体的にはこの内訳としましては、済みません、タウンズネットの回線利用料として同額を昨年までも電算のほうで上げさせていただいたものを、今回の事業を切りにタウンズネットのほうに一本化させていただいたということの増額になります。説明が落ちておりました申しわけありません。タウンズネットの回線利用料のこれまでの部分としましては、I P電話であったり、これまでの、福祉保健課のところに行きましたけど、見守りの部分、また郵便局を通じて住民さんへのサービス提供しておりますワンストップの部分というところで、まとめて回線利用料のほうを上げさせていただいておりました。その部分についてを移動したということで、合計508万円の予算増額となっております。よろしくお願ひします。

○荒木委員長 ただいま説明をしていただきましたが、よろしいでしょうか。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 済みません。ちょっと聞きづらかって、わからなかったんですけども。

先ほどのタウンズネットのところでは3つの項目がございました。済みません、ちょっとページが出てこん、何ページだったかいな。（「22だ」と呼ぶ者あり）22ページのテレビの再送信料と復旧作業費と回線費、これにつきましてもう一回ちょっと元年度と今の2年度予算、それぞれちょっともう一回、1つずつ教えていただけませんか、金額がちょっと聞き取れなかったです。

○荒木委員長 出口室長。

○出口自治振興室長 聞こえづらくて申しわけありませんでした。予算の比較をしたものということでもありますけれど、済みません、テレビの再送料の料金のことでですけど、今年度は1,024万9,800円の予算要求をしています。昨年が759万6,600円です。タウンズネットのF T T Hの回線料、先ほどのお話しさせていただいた部分が新規で200万6,400円です。

令和2年度に上げさせさせていただいた3,800円の、今現在まだ検討中でありまして、掛ける40件の公的な施設の部分掛ける12カ月ということで。40件の、40施設の掛ける12カ月分に消費税がかかります。

○岩崎委員 それで元年度は。

○出口自治振興室長 元年度はこの費用はかかっておりません。

○岩崎委員 かかってなかったんだね。

○出口自治振興室長 はい、新規で。あともう一つ残りの42万2,400円というのが、

電算の事業のほうからタウンズネットに令和2年度に移させていただいて同額になります、42万2,400円。

○岩崎委員 復旧作業分は。

○出口自治振興室長 残り30万円というのは作業費でして、支障移転等の際にかかります作業費等ということで。

○荒木委員長 岩崎昭男委員、質問をどうぞ。

○岩崎委員 済みません。何か入れ違いになって申しわけございません。3つの項目がありますよね、役務費の中の。まずその金額が、それぞれさっきの説明でいきますと、今テレビ再送信と回線のことは聞きましたけど、復旧作業費は幾らですか。

○荒木委員長 出口室長。

○出口自治振興室長 失礼しました。説明資料のところにあります3つの中の復旧作業費につきましては、前年度と同額で30万円の予算要求をさせていただいております。私のほうが分けて説明をしてしまいましたが、テレビの再送信料につきましては先ほどの1,024万9,800円、復旧作業費のほうは30万円、回線費用のほうは電算から移しました42万2,400円に、今回新規で計画としては上げております200万6,400円ということで、回線費用のほうは242万8,800円ということになります。

○荒木委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 済みません。ほんならその回線費用につきましては、去年も42万円は要は予算化されてたと、あったということで、その200万円の部分が今回上乘せになったということで、純たる行政で使う回線費については200万円だということですね。よろしいでしょうか。

○荒木委員長 出口室長。

○出口自治振興室長 はい、議員おっしゃられるとおりです。

○荒木委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 済みません。今の福祉保健課のところの分も一緒によろしいですか、この場で、同じ回線の話なんで……。

○荒木委員長 いや、回線のことですので予定をしておりましたけど、聞いてみていただければ。

○岩崎委員 それはまだ説明があつてからでないといけませんね。（「説明しとる」と呼ぶ者あり）説明されましたっけ。見守りシステムのこと。

○荒木委員長 説明はまだです。

○岩崎委員 まだですね。失礼しました。

○荒木委員長 福祉保健課の支え愛ネットワーク構築事業の中で、新たに見守りシステム回線が予算化されております。自設ネットワークを使用した方式をできないか情報主管課の企画課と協議、検討されたいというのがありまして、その協議、これが企画課のほうでわかれば説明をしていただきたいと思います。

出口室長。

○出口自治振興室長 失礼します。先ほどの説明はさせていただきました、もともとの電算のほうで予算化させていただいてました回線利用料のところは昨年までは含まれておりました見守りシステムの部分なんですけど、今回のFTTHに係りまして先ほどの新規に上げさせていただいた回線利用料と同じく、一月当たりそのまま使うと費用もかかるということで、安いサービス回線のほうを使えないかということで検討した結果で、携帯の回線というところを計画をさせていただきました。携帯電話の回線の利用料ということで一月当たり950円の掛ける、今実際には見守りの件数につきましては50件というふうに聞いておりますが、増加する可能性もあるということで60件の12カ月の掛ける消費税ということで75万2,400円、これを予算化させていただきまして、その分につきましては福祉保健課の見守りの事業のほうにつけさせていただいております。

○荒木委員長 よろしいですか。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 2年度の予算につきましてわかりました。元年度の予算も、これは電算管理運営事務のほうに元年度も入った金額ということですか。もしくは去年も従前から携帯の電波を使った仕組みだったのか。

○荒木委員長 出口室長。

○出口自治振興室長 予算につきましては、昨年度までと、先ほど言っていただきましたとおり、電算の管理運営事務のほうの事業のほうに予算化をさせていただいております。ただ、回線のほうはタウンズネット回線のほうを利用しておりましたので、その中で一括で回線利用料のほうを42万2,400円の中に含まれておりました。

○岩崎委員 わかりました。

○荒木委員長 そうしますと、もう一つ、青年結婚・UIターン促進事業の中の同窓会開催支援補助金制度というのがあります。それについてちょっと今、年齢制限のこととかあ

りましたのでわかりましたら。（発言する者あり）今資料のほうは提出されているということですので、何か質問がございましたらということにいたしたいと思いますが。（「なし」と呼ぶ者あり） なしですか。はい、よろしいです。よろしいです、その件に関しては。

ほかに何か。せっかく来ていただきましたのでありましたら。

久代安敏委員。

○久代委員 今、交付金の要綱を、同窓会の開催支援補助金の要綱をいろいろ議論して、とりあえず年齢制限とか会の目的ですよね、交付の目的。それをいわゆる定住とかIターン、結婚の目的だけでなく関係人口の増加とかいうことも含めて要綱を改正したらどうかという意見が皆さんから出ていた経過もあって、それは執行部としては、議会がそういう具体的な提案をすれば要綱の改変もあり得るという見解でよろしいですか。確認をしておきたいと思います。

○荒木委員長 実延企画課長。

○実延企画課長 御意見いただく中では、皆様の御指摘、御意見は多分に理解をしておるつもりでございます。ただ今回、たてりといいますか、新制度設計で令和元年度から始めさせていただいた、まず趣旨としては、若い方たちの結婚につなげたいという思いが第一義としてあったところでございます。その上で、ちょうど1年前の予算審査においても、当時の皆様からそのあたりの年齢についても御意見を伺っておった経過もよくよく理解もしておるところでございますが、まずは時限的な3年間というところの中でさせてほしいということでスタートしたところでございます。しかしながら、皆様方からの御意見をいただく中においては、この制度と運用しながらも検討というのは当然していくべきだろうというふうに思っておりますので、したがって、令和2年度の中でそのあたりの年齢についてはさせていただきたいと思っておりますし、あわせまして現在PRもまだまだ改善の余地もあろうかと思っております。そのあたりでは引き続き啓発にも努めていきたいと考えておるところでございますので、何とぞ御理解賜ればというふうに思っております。

○久代委員 わかりました。

○荒木委員長 またこの件につきましては審議をしていうことで。

では、企画課については以上で退室していただいてよろしいです。ありがとうございます。

それでは、先ほどの説明していただいたことを踏まえた上で、これを取り上げるべきか

どうかというのを審議したいと思いますが。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 今、企画課のほうから聞き取りをさせていただいた中で、タウンズネットのほうの役務費、回線の使用料、私のほうは最初の1回目の聞き取りのときで500万からの増ということでございましたが、200万円ということでございます。この200万円をどうとるかということですが、結局かかる経費はかかるんだろうなということで思います。ただ、どうでしょうか、中海テレビさんとの交渉の中で、やはり金額というものは若干下げたりすることもできるのではなかろうかなと思います。これはここの意見として上げなくても、企画課のほうで、執行部のほうで中海さんとの交渉で対応していただくということで、意見として上げなくてもいいのかなと感じたところでございます。同じく支え愛ネットワークのほうも既存の予算の移行ということでございましたので、この2点につきましては今回取り上げなくてもいいのかなという判断を私はしました。

○荒木委員長 という意見が出ておりますが、皆さん、どうでしょう。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、上げないということで御了解いただきたいと思います。

古都勝人委員。

○古都委員 ちょうど今のたたき台のところではありません。午前中皆さんで議論いただいたところの部分なんです、観光振興対策の、今のタウンズネットの下ですね、下から2段、日南邑、ゆきんこ村及びイチイ荘云々、これは観光協会に対する話になると思うんで昼休憩考えておまして、町長に言わなくても観光協会としてこれを期待すればいい話じゃないかと思えますんで、もう一度皆さんの意見を。

○荒木委員長 ただいま古都勝人委員のほうから、観光振興対策事業の中の下から2行目、日南邑、ゆきんこ村及びイチイ荘について、観光事業、交流人口の拡大のための一体的な連携を図りたいということに対して、これ削除したいということですか。

○古都委員 そうです。その上の、資する活動になるよう指導されたいの中身がこれだと思うんで、ここまでは書く必要がないのではないか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○荒木委員長 異議なしという意見があります。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 これは観光協会に対する意見じゃないんで、本会議でちょっと質問をいたしましたけども、農林課所管でありますけども、当初の設置目的から実態がずれとるという

こともあって、交流人口の拡大等に、あるいは観光事業に資するために企画課に所管を移して一体的な運用ができないのかなという意味であります。

○荒木委員長 古都勝人委員。

○古都委員 今の坪倉委員のお話もわからんではないですが、この3つに限らず、観光協会としてアメダスとかホームランドとかいろんな活用もあろうかと思えますんで、あえてこの3施設を上げてという必要はないと思えますんで、そこは今回、企画課のほうで上段のいわゆる指摘について活動を指導していただければ、当然ほかの、さっきもありますけど町内で御飯食ってくれとかいろんなことに波及するわけでありまして、ここまで細かく言う必要はないんじゃないかと思えますので、いま一度よろしくお願いします。

○荒木委員長 ただいまの意見について、意見がございせんか。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 いろんな施設の連携は当然なんですけども、この3施設を農林課が所管する意味が余りないので企画課にかえたらどうかっていうそういう意味ですんで、一体的な連携という表現がわかりにくいとすれば所管の変更ということなんですけども、そういう思いです。

○荒木委員長 久代安敏委員。

○久代委員 この3施設の要するに補助金で建設された施設ですよ、みんな。ですから起債のことやあれこれあって農林課が所管されてるというふうに思いますが、その点についても若干精査する必要があるんじゃないかなという、思いますが。補助金で起債、一番新しいのがゆきんこ村だと思いますが、その点についてもちょっと確認しておく必要がある。単純に所管課を移すだけの問題でよければですけど、なぜ農林課が所管しとるかということも確かめておく必要があるんじゃないかなと思えますが、坪倉議員に建設の経過についても、もし見解があればお聞きしたいんですけど。

○荒木委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 今、久代委員の観点から話をしますと、農林業用の国庫補助なり起債を使ってされておると思えます。それは設置条例も当然あるんですけど、設置条例を変えなくても所管課をかえるっていうことは役場の中で可能だと思ってます。それは例えば今の日南町美術館であっても農業予算で建設をして、美術館、教育委員会が所管をしとるという実態もあります。他の施設についても、道の駅の農産物直売所についても農林予算ですけども企画課が運用しとるということもあるので、課をかえること、所管課をかえること自体

について特に制約はないと思います。それこそ設置目的を変えたりすることについては一定の制約はあると思っております。企画課にかえたことによって目的外使用とかということにはならないと思います。

○荒木委員長 ということではありますが。

古都勝人委員。

○古都委員 今、坪倉委員の言われる意味合いが、私、最初読んだときよくわからなかったんですけども、その観点で言うと、アメダスでも、それからホームランドでも、みんな同じことになると思うんですよ。ですから、表現をこういう個別を上げずに、例えば役場設置の施設等とかいうような形で、広く観光協会が今のような目的を達成するために連携をしてくれというような表現のほうがそれならばいいんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○荒木委員長 という意見ではありますが、特定をしないほうが幅広く解釈できるので、私はそのほうがいいと思いますが。（発言する者あり）

よろしいですか。（「いいんじゃない」と呼ぶ者あり）はい。じゃあ、ちょっと表現を変えてということにしますか。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 所管課をかえたほうがいいとは思ったけども、どこの部署が持っておってもいいのかなという思いもします。しかし、今は農林課所管であっても、本当に施設の維持管理、修繕ぐらいしかかかわってなくて、例えば日南邑ですと、学童等に自然と農業に親しむ機会を与えていう目的なんですよ。ですので、この日南邑について言えば、最初は地域振興公社が運営しとって、そこの地域振興公社の運営には教育委員会も入って、教育長も理事か何かになっておられたんですよ。そういう経過もあっておるけども、実態は学童等というようなことは、ゼロじゃないけども、そこを主眼に置いた運営になっていないということからして、議長のアドバイスもあるんですけども、やるなら設置条例からやる必要があるのかなということもあります。

イチイ荘についても同じことで、農林業の振興を図るため、その担い手となるべき者の実践活動を助長するということでありまして、農林業の担い手があそこで実践活動を行うということなんですけども、今はほとんどないという実態からして、設置条例等についてのことも踏み込まざるを得ないのかなと思ってますので、委員長が言われたような形でいいと思います。

○荒木委員長　じゃあ、そういうことで、とりあえず採用といたします。（「もっと広く」と呼ぶ者あり）もっと広い表現をして、先ほど古都勝人委員が言われたような表現にしたいというふうに思います。

よければ、もう一度おっしゃってもよろしいですが。（「いい」と呼ぶ者あり）いいですか、私のほうで整理をしてよろしいですか。（発言する者あり）はい。

では、続いて、教育課のほう。済みません、お静かに。教育課の教員住宅管理運営事務のほうに移りたいと思います。

そうしますと、町外在任教職員用の住宅であるが、実態は町職員3名が入居している。教職員は民間住宅に入居している。事業目的に合っていない。新年度は5戸の教職員住宅に町職員5名が入居予定である。本来の目的にすべきではないか。また、町職員が利用する場合の家賃については、家賃補助等を含め再検討すべきである。教職員住宅は、教員の利用実態を見る限りその必要性があるとは言えない。町営住宅への移行を視野に入れた検討をされたいということですが、これについて意見はございますか。

大西保委員。

○大西委員　私、この状況を聞いて書いたんですが、内容的には実態はこうで、下の文言のまとめの文章を引用されて、上は状況を聞いた、ヒアリングした内容なんで、これを2つまとめて上げるべきと考えますが。

○荒木委員長　近藤仁志委員。

○近藤委員　大西委員に賛同する意見でありますけど、要するに本来の目的でないというか、この教職員の方があえて一般住宅に入居されている実態を見て、教職員住宅が不足しているので民間住宅に入居している現状が見れないので、それから、かつて教員住宅がずっとあいていた時期があるわけで、もったいないので民間にも活用したほうがよいのではないかという意見も言ったことがあります。そういった意味で、大西委員と一緒に、上のほうの文言を捨てて下のほうの文言を残していただきたいと思います。

○荒木委員長　という意見であります、そのほか意見がございませんか。

要するに、下の教員住宅は、教員の利用実態を見る限りその必要性があるとは言えないということですね。これを採用するかどうかをまず、皆さんに問いますが。冬期間に使用するというような話もございましたけども。

大西保委員。

○大西委員　私、これ毎年聞いておりまして、今回は驚いたわけです。以前は、治安が悪

いということでその場所に行かないようなことを聞いておまして、そうかなと思っておって民間に入っておられたということでしたけども、ただ、今回は5戸とも町職員が入るということなんで、どうかなということで驚いてます。あけるのであれば、例えば1部屋、2部屋なりあけるべきだと思うんですけど、やはりこれの本当の教職員住宅としてどうなのか、それから、町が管理するという事になれば町の住宅と比較しながら検討すべきだと思うんで、これは残して、文章はもう一遍、下のほうを重点的にやってすべきだと思います。

○荒木委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 教育長もこのことについて語られてましたが、教育長としては、教員住宅は残していただきたいということはおっしゃっておりましたが、実際として教員の方が住宅に住まわれてることがほぼない。

確かに、教員の方は人事異動によりまして町外から日南町へ配属が決まるということで、形として命令によりこちらに来られるという形になるわけで、受け皿としても確かに必要かなという思いはあるんですけども、ただ、実態として入られる方がない。その中には、エアコンもないからやっぱりついたとこがいいでしょうとか、そういうような、いろんなやっぱりこともあろうかと思います。じゃあ、日南町に来られたときに住宅がないから、日南小・中学校には行きませんよというわけになりません。そのときには、日南町内で探すということもしなければならぬと思うんですけども、いざとなれば町外ということもあろうかと思いますが、実際に米子から通っている方が多くいらっしゃるというお話もありましたので。

そういうことを考えた中、本当に教員住宅としての位置づけが必要かどうかというやっぱり思いがございます。本当に教育課、教育長の考えというのがどこまで、欲しいのは欲しい、でも実態はどうかよというところを思ったときに、必要ではもうないんじゃないかと、今の時代というか、先生方の考え方、住む場所、そういうことを思ったところございます。以上です。

○荒木委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 実態として町職員が入居しているっていう実態についてですけども、まず、年度末に教員の人事異動が発表されて、そのときに遠くから日南小学校、中学校に来られる先生が教員住宅を使用したいという申し出があったときに、町職員がすぐ教員住宅を明け渡すことができる話ができる話か、そういう決まりがあるのかどうか。1年契

約ということでしたけども、借地借家法が適用されるとそう簡単な話にならないんですけども、借地借家法の上の上回る町での約束事がきちんと担保できれば、あけるとよりも使ってもらったほうが良いということがありますが、ただし、そのときの家賃については、他の町営住宅あるいは民間住宅等を参酌した適正な家賃というのが求められるであろうと思っております。

そういうことからして、本当に日南町という勤務地に来ていただく教員に対して住宅は準備してありますよというメッセージもある面必要なのかなと思っておりますので、運用面で教員のほうから入居したいというときあったら、すぐに明け渡すことができる、なおかつ、教員以外の方が使うときの家賃の設定について検討をしていただくということではどうなのかなと思っておりますが。全てを町営住宅へというところも抵抗があります。

○荒木委員長 久代安敏委員。

○久代委員 私も坪倉委員と同じ考え方で、やっぱりちょうど年度末で人事異動もあって、現実には入居はされていないという状況があるけども、教員の福利厚生というのは住宅がまず一番ですからね、住居が。ですから、たまたま現在入居されていないということで、ほかの住宅に入居されているという状況はありますが、やっぱりむしろ本当に環境のよい教員住宅を検討することは必要ですけども、どうでしょうかね。やっぱりいつでも入れるという状況は残して、確保しておく必要があるというふうには、私は思いますけれども、どうでしょうか。

○荒木委員長 ただいま意見がありましたが、教員住宅を全部残すのか、それとも一部、例えば1戸、2戸あけておくのかという、その点については意見はありませんか。

近藤仁志委員。

○近藤委員 要するに、これ、そもそも町営住宅、教員住宅というくくりの問題であって、なら、このままの状態をこれを全部なしにして、この今ある状態の教員住宅の運営で町の職員が使っているという形態でいっても、自分はいいと思います。教員住宅として今残して、あいたら町の職員が使うという今の状態で十分だと思います。

○荒木委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 そうしますと、教員の方が入りやすい、使っていただけるという環境をやっぱりもっと整備する必要があるんじゃないかと、実態として。要は民間の住宅に行かれると、日南町に来られても。要は教員住宅に魅力がないというか、いうのがあるかと思うんです、あいとるのに入れられないということは。結局、あっても入れられないんですよ、教

員住宅があるんだよって言っても入られない。じゃあ、魅力がないちゆうことですよね。それだけの魅力のあるもの、教員住宅とし続けるのであれば、そういうぐらいの施設を整備すべきではないでしょうか。そういう意見をこの中に加えるというのはいかがでしょうか。

○荒木委員長 ただいまの意見は、要するに、改修工事をして魅力ある施設にしろということですか。

岩崎昭男委員、もう一度、ちょっと改修工事をしなさいということでしょうか。

○岩崎委員 ええ。例えばエアコンの話にしてもそうなんですけども、ずっと何十年も日南町に多分いらっしゃらないと思うんですよね、教員の方って。非常に短い期間の中でエアコンを自分で買って設置して、また取って逃げる、出られるなんていう、やっぱりそういうところも考えながら設計をしていかないといけないので、部屋の中については、以前直したんだったかな。（「直した」と呼ぶ者あり）最近直したし、屋根も直したということであって、そこまでやっても入らないというのが現状で、エアコンをつけられたから、ほいだら入られるとは限りませんが、何か魅力のない教員住宅なんだということですから、どうでしょうか。本当に教員住宅として残すのであれば、やっぱり入っていただけるための仕組みとかいうのをつくっていかないと、環境を整えたりとか、それは必要だと思います。

ですから、何か教員住宅って残す、私は余り意味がないと思うんです、今の時代。昔は本当に住宅がなくて、どっかの家に下宿したりとか、そういう時代の名残のような気がしてなるのですけれども、どうでしょうか。

○荒木委員長 ほかの皆さんの意見はどうでしょうか。

近藤仁志委員。

○近藤委員 この住宅問題、病院のほうの住宅もこのたび議案にありましたけど、やはり日南町全体の住宅需用というものを、前にも自分も言いましたけど、十分把握した上で、多面的に利用できるわけですので、普通の住宅なら。要するに教員の方がこっちに来られても町営住宅としてもあきがある状態、何戸か状態であれば、そしたら問題はないと思いますし、それが教員住宅でなければいけない、その限定されるということで、使用者も限定されるわけで、要するに町が建ててみんなに幅広く使ってもらいながら、なおかつ教員の使えるスペースが残るぐらいの住宅需用というのを把握して事に当たったほうがよいではないかというような気がします、どうも話聞いていたら。

○荒木委員長 なかなか、とりあえず意見として……。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 意見をどうするかという、この辺で意見もありますけども、いろいろ考えたり、皆さんの意見を聞いとる中で、教員住宅としてあえて残さなくてもいいのかなという思いになります。

言われるように、町営住宅のような形で職員に限らず広く開放するっていうことは一つだと思っております。石見西の居住スペース、それから、ひだまりの家のお試し住宅あたりの利用率なども含めて考えると、例えば教員の方がとりあえず1年間でもひだまりの家で過ごしていただくというようなことは可能だと思っておりますし、言われるように、町全体として教職員に対して町営住宅なり民間の住宅がありますよっていうアナウンスができておればいいのかなという思いにもなりました。以上です。

○荒木委員長 古都勝人委員。

○古都委員 非常に微妙なことだと思うんですが、いわゆる誰も入っていないときには誰でもいいけん入れろということ言うてきとるわけですし、入った方が同一職場だったために、またこういうような議論も出てきとるわけです。かつて私の知り合いが入っておったときに行ったことがあるんですが、あそこに自分だけ1人おるというのは寂しいという問題があったようでございまして、特に女性であったりすると余計そうなのかもわかりませんが、おいでになる教員が家族でおいでになるのか、単身なのかということもありますし、むしろ民間住宅に入っとる方は、いわゆるあんまり広過ぎて管理がえらいと、掃除のことだと思えますけども、そういう話も聞いたことがありますので。

ここはひとつ意見も分かれておりますが、1年かけてあり方について検討してもらおうと。それは委員会等に来てもらってとか、利用しとる方の意見等も聞いたりしてもいいと思うんですが、今の教員住宅のあり方について十分な議論をするということでおさめないで、これはあしたまでかかっても切りが付きませんので。どうでしょうか、ほかの委員さん方は。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○荒木委員長 よろしいですか。ということで、意見としては、教員住宅のあり方について検討していただきたいということ上げるということでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そうしますと……（発言する者あり）意見として取り上げるということでしょう。（発言する者あり）いや、あり方について検討していただくという、今、皆さん、はいという

返事をいただいたつもりですが。

古都勝人委員。

○古都委員 それもここで上げて、それを頼むのか、あるいは委員会あたりでやっていくのか、それを皆さん方がどのように判断されるかという意味でございました。舌足らずでした。

○荒木委員長 済みません、いいですか。

まず、文言は、視野に入れた検討とか、あり方について検討ということでありますので、これを取り上げるか取り上げないかというのをしていただきたいと思っておりますので、取り上げたほうがいいという方の挙手を求めます。賛成、取り上げるという。（「文言は別」と呼ぶ者あり）文言は別です。

〔賛成者挙手〕

○荒木委員長 わかりました。では、賛成多数で取り上げるということにいたします。文言のほうについては、また検討いたしますので。（発言する者あり）いや、だってこのままでよければ、検討するでよろしいですね。

では、下の小中一貫事業について。教育基本法第4条の教育の機会均等は、経済的地位または門地によって教育上差別されないと明記している。海外派遣で行われるシアトル交流は10人限定の選抜方式であり、英語教育を推進する義務教育課程で子供たちを選別することになりかねない。どの子も伸びる教育をするためにも全員参加の修学旅行方式に改めるべきであるという意見であります。これについて皆さんの意見を求めます。

久代安敏委員。

○久代委員 これは、増原前町長の時代から始まったシアトルの海外派遣事業のことを言っています。かねてから、義務教育課程の小・中学生を対象にするなら、特定の学年を定めて全生徒あるいは児童、できれば本当はこういう海外の事業は中学生がいいじゃないかというふうに私は思っています。むしろ海外派遣は高校、大学が積極的にやっとする事業でもあるし、そういう点から見れば、やっぱり義務教育課程の海外派遣、これは思い切って修学旅行に入れるとか、訪問先についても再検討をする必要があるし、今、中学生、2年も3年も1クラス大体25人から30人までですから、予算もそんなにかからないと思うし、やっぱりやり方を検討すべきだというふうに私は思いますが、どうでしょうか。

○荒木委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 ここに全員参加の修学旅行方式というぐあいにありますけど、この全員参加

というのが全員が望んでいるか、いないかということ。要するに参加しないという人にとっては、子にとっては苦痛ではないかということが1点と、それから、選抜方式が果たして本当、全てにおいて選抜方式を使つては、要するに採用していいのか、悪いのか。

やはり自分は、この選抜方式というのは、いかに小学生、中学生であっても当然そういうのは生まれてくるものだとして認識しております。よって、今の方式で引き続いてやっても差しさわりのないと考えますので、これは上げる必要はないと自分は判断します。

○荒木委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 私は、上げてもらいたいと思います、この意見は。

やっぱり義務教育課程で費用の問題もありますし、行きたくても行けないっていう子の場合によっては出てくるかもしれないです。小学校、中学校でこういう一部の子だけというのは、どうなのかなと思います。あと、難しいですね、でも。別のところでやるとしたら、例えば日野高校があるので、日野高校でこういう事業をやってもらってもいいなと思うんですけど、ただ、それだと町単独のあれからは外れてしまうので、ちょっとここでは。ちょっと別な形も検討してもらいたいということを思いました。

○荒木委員長 大西保委員。

○大西委員 私もこれ当初から、まずこれは上げるべきではないと思っております。

なぜかといいますと、私も当初、これをやる時にはシアトル決まるまでに実施するのは冬休みという話になつて、そのときたまたま相手方うまくいけなかった、シアトルになって、春休みと。あくまで冬休みという考えは、やっぱり義務教育の中でトータル9年間とか6年間はありますけども、あくまで休みを使うということで修学旅行とはならないし、実は、鳥取県で小中一貫校の中で海外へ行ってる学校があります。調べました。そこは学年全体で行くわけです。となると、修学旅行となれば25人、20か25人の方が行ったときに、1つは大きくはホームステイということで、当然相手のこともございますし、鳥取県の別の小・中学校のところは、もう施設に行って、それで、言いましたようにグアム島なんですけども、平和教育やる、そういうのはやっておられました。それはもう学校教育として、それは普通の日にやっております。それはそれとして。

それで、もう一つは、手挙げ方式の選抜なんですけど、5年生から3年生までは5学年ありますので、チャンスは5回あるわけですね。25人としたら125名、延べですね。実際には10人ですから、5年間50人で約40%ぐらいの方が1回であれば行けるわけです。ですから、本当に行きたいとかいう方はその中で、ことしはできなくても来年行ける

よとか、そのチャンスは5回あるので、特に昨年の成果発表を聞いたときに、小・中学校の皆さん聞きました。恐らくこれでことしの応募が多かったのかなという感じします。

そういった意味で、私は今の状況でやれば、結構決めるまでのプレゼンテーションですとか自分の意見をはっきり言い、また帰ってきてからの発表会もすばらしいことをもう小・中学校のときからやってることについてはすばらしいので、私は今やってる選抜方式とか人数についてはいいと思いますので、上げる必要ないと思っております。

○荒木委員長 久代安敏委員。

○久代委員 たまたま町広報の3月号にハンセカーアオイ教師がシアトルに行かれ、ことは中止になりましたけども、ハンセカーアオイさんがこういう記述をされております。要するに、シアトルに行く10名の対象者に英語教育を特別の時間をとって行っているという記述が3月号にありました。やっぱり選別になるとそういうことになるんですよ。本当は全ての対象者の子供にこそ、基本的な英語の外国語の教育とかを時間があればやってほしいんだけど、現実問題として10名限定の英語教育を行っているということが書いてありましたので、そういうところから見ても、やっぱり対象の児童生徒のみの特別の英語教育になっているのじゃないかなという実態を私は感じましたので、その点についてもちょっと意見として申し上げたいと思います。

○荒木委員長 ほかの委員の方の意見はございませんか。

岡本健三委員。

○岡本委員 久代委員の意見につけ加えますと、結局、そういう選抜された人の教育のために、義務教育という、小学校、中学校の義務教育の課程のために雇われている方の人的支援を使ってるわけですよね。それは形としてどうなのかなというふうに思います。だから、教育としてやることには、そぐわないんじゃないかというふうに私は思います。

○荒木委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 そういった内容は、それは運用の面で問題があればそこは指摘すればいいわけであって、これが教育の機会の均等を妨げているとは自分は思いません。ある意味、いろんな形での個人差があって、塾に行ったり、それから、得意な分野のほうを伸ばすためにまた違う活動もして、それが教育の機会とはまた離れるので、その中身に対して今久代委員が言ったように、そういったことがあったらそこは直さなきゃいけないけど、これはシアトルへ選抜で10人ぐらいの人を送ろうというのは、やはり日南町としてのカラーの1つであると自分は思いますので、これをあえて上げる必要はないと思います。

○荒木委員長 櫃田洋一委員。

○櫃田委員 この問題は、昨年の総務教育でも久代委員のほうは修学旅行にするべきだというようにあれがありまして、その結果、教育長のほうから、あるいはほかの議員の委員から、やはり今のシステムがうまくいってるから、しばらくもう少し様子を見てこのままでもいいじゃないかと。それで、もし今のシステムがふぐあいがあったり、もう少し改良する余地があれば、それは徐々に改良していいということで、今の10名の選抜方式でいくということが、今年度中止になりましたけど、今年度再びされたことと思います。

この修学旅行にしようか、どうしようかっていう議論は、多分この場ではなかなか決まらないし、もう少し、やっぱり今の形がベストではないのかもしれませんが、いい形で進んでいると思いますので、このままでよくて、これは上げるべきではないと思います。

○荒木委員長 大体皆さん、発言されましたね。

それでは、この件について採決をしたいと思いますので、賛成の方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○荒木委員長 そうしますと、賛成少数でありますので、これは今回は削除といたします。

続きまして、学校管理運営事務について協議をしたいと思います。新型コロナウイルス感染予防対策で、日南小・中学校が長期間にわたり臨時休校となったことにより、子供たちの学習がどこまで達成されるのかという不安がある。新学期に向けて未履修の科目の補習授業が行われるよう十分に配慮されたいということですが、これについて。要するに、未履修の科目の補習授業が行われるように配慮していただきたいということですが。

久代安敏委員。

○久代委員 この問題は教育課の聞き取りのときにも説明がありましたが、特に今回の小・中学校の一斉休校について、やっぱり子供たち自身も、学校の先生はもちろんですけども、本当に今の一斉休校に伴って残っている授業が十分に、学習の機会が実際にはなくなったわけだから、それは確かに家庭学習はありますけども、やっぱり教室でしっかり学ばせたいという先生の気持ちもあるし、子供たちもそういうことを希望しておることから鑑みて、現実にはもう春休みに入って新学期を迎える中であって、新年度の実際にどのような形で学校現場が学習の機会を持つかという点についてはわかりませんが、やっぱりしっかりとおくれとる部分は達成できるような予算措置も含めて取り組んでもらいたいな

ということであります。以上です。

○荒木委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 言われることは確かにあると思いますが、新学期に向けて補習授業等が行われるよう十分配慮されたいということについて、若干2年度予算とのかかわりについて疑義があります。

文科省のほうもいわゆる在校生に対する未履修の部分について、新年度の年間カリキュラムの中にどう補充していくかというところは検討もされておりますけれども、日南町教育委員会においても、授業日数、あるいは授業時間の確保に向けて検討されていくだろうと思っております、例えば冬休み、夏休みの期間調整なども含めて。そういうことはあると思いますので、こういう文章の書き方も含めて、今2年度予算に特に上げる必要はないのかなと思っております。

○荒木委員長 大西保委員。

○大西委員 私も坪倉委員と同じ意見で、学校として全国なんで、当然、日南町ですけども、やはりそれは先生のほうで十分考えておられますし、どうしようかという、急遽だったもので。ですから、意見までは上げなくてもいいんじゃないかと、もう当然のことでもありますので。以上です。

○荒木委員長 という意見でありました。

それから、前回の教育長の意見では、新学期の中でカリキュラムを組んでいくと、夏休みも含めてということでありました。私としては、上げなくてもいいと思いますが、皆さんの意見、ほかにございませんか。

久代安敏委員。

○久代委員 今、委員長が、夏休みを含めてというカリキュラムということをおっしゃったけど。

○荒木委員長 はい、そういう発言であったと思いました。

○久代委員 言質はしっかりとった発言ですか。

○荒木委員長 言質。この間の、この前の質問の回答がそういう内容が入っていたと思いますよ。

○久代委員 やっぱり時のコロナウイルスの問題で……（「どれぐらい続くかわからん」と呼ぶ者あり）そうですよ、どれぐらい続くかわからないし、当然、新学期に食い込むだろうということは想像にかたくないので、やっぱりそういう教育的な配慮をお願いしたい

という私の願いから提案しましたけども、皆さん、よろしく申し上げます。

○荒木委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 私は採用していいと思います。

もちろん当たり前といえば当たり前なんですけれども、ただ、特に今回政府の意向で急な休校ということもありまして、非常に混乱した後でのということもありますので、議会からこういう意見を上げるのもよいことではないかと思えます。

○荒木委員長 古都勝人委員。

○古都委員 役場のほうでもトータル的な対策協議会的なものを執行部はつくっておりますし、教育委員会にも教育委員さんもおられて専門的な知識をお持ちの方が検討されることでありますので、先ほど坪倉委員が言われましたが、直接的にまだ年度内でありますのであえて上げる必要はない、担当職にお任せをすると、とりあえず。これが本当に何か月もまだ続くというようなことになれば本腰で検討せないけませんけれども、きょうびの場合、そこまで意見を出さなくても教育委員会がありますし、対策本部もありますし、お任せしたらどうかと私は考えます。

○荒木委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 時の今、大変重大な問題の、新型コロナウイルスについては問題ですけど、確かに当然であります。だけえ機会あるごとに、これについてはマスコミであったり、皆さん方関心の高い事項でありまして、あえて自分もここで取り上げる必要はないと思えます。当初、これを取り上げてもいいという考えではありましたが、やはり皆さん方の意識の中に大変強く残っておりますので、あえてここで上げる必要は、かえってないと思えます。

○荒木委員長 櫃田洋一委員。

○櫃田委員 私も上げる必要はないと思えます。

まず、実際に教育現場にかかわる人たちは、人から言われなくも実際、今されています。なので、人にこんなこと言われなくても一生懸命教育現場はやっていますし、執行部のほうもやはり子供たちのために検討しておりますので、あえてする必要はないと思えます。

○荒木委員長 それでは、上げないという意見のほうが多いようですので……（「多数決をとりゃいい」と呼ぶ者あり）。

ほんなら、採決をしたいと思えます。（「意思表示をする機会を」と呼ぶ者あり）はい。明確な意思表示をしていただきたいと思えますので、採決をとります。

この学校管理運営事務についての意見を上げるべきという方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○荒木委員長 ありがとうございます。とりあえず、これは、今回は上げないということで決定をいたしました。

続きまして、日野郡ふるさと教育推進事業について協議をしていただきたいと思います。日野郡、とりわけ日南町の担い手となる人材を育成、確保するための事業は重要と理解できるが、少人数の塾生に多額の予算が投入される。事業を消化することにとどまらず、確かな成果を求め、課題があれば的確に把握されることを求める。日野郡内居住の高校生と日野高校在学学生を対象に、日野郡3町が共同して公設塾を開設されるが、これまでの日野高校魅力向上推進協議会の成果検証から見て、大きな成果を得ることは期待が薄い。町内で保育園から高校、大学まで一貫したふるさと教育を展開されたいということでもあります。このことについて、皆さんの意見を求めます。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 端的に言って、この事業は必要ないという思いが強いです。

要するに、日野郡3町での取り組みは、鳥取県と日野地区の連携協約がベースになって共同的な事業も行われておりますけども、住民の目から遠くなればなるほどその成果が見えにくいし、何をしとるかかわからんというような状況に一般論としてなりがちであります。そういう状況の中で、日野高校魅力向上推進協議会もここ何年か活動されてこられましたけども、それが成果として見れないということが前提にあります。ですので、やるんだったら町独自で、本当にふるさと教育、あるいは、いわゆる公設塾のようなものをしたほうが成果が期待できると思っております。はっきりとやめなさいとは書いてありませんけども、こういう思いです。

○荒木委員長 一番最初に総務課でしたところで、一般管理事務の中で、事業の目的をより明確にしていっていただきたいというので上げておりますので、これも含めて一緒に上げればというふうに思いますが。片っ方だけ上げて、片っ方を上げないというのもおかしい話ですが、どういう……。

近藤仁志委員、意見、どうですか。

○近藤委員 とりあえず、ふるさと教育の推進事業のほうについて最初に述べさせていただきですけど、ここに書いてあるとおりで自分が意見を書かせていただきましたけど、やはり、日野郡、とりわけ日南町と書かせていただきましたけど、大変、人口の減少、生産

年齢の減少が一大問題になっております。そういった中で、ふるさと愛を育んでいくことは大変重要であると自分は考えております。

ただ、今まで日野高校魅力向上推進協議会によって、いろんな事業が展開されてきました。地場産品の開発であったり、地元に出かけての研修であったり、いろいろやってきましたが、ただ事業を消化するだけの事業であって、その成果を強く求めてこなかったというのが自分大変残念であります。あれが、もっと成果を求めて、それが地域に還元されるような形で運用されてきていたら、もっと違ったような活動ができていたんじゃないかと自分は考えております。

そういった意味で、単年度で成果を出すような気持ちで取り組まないと、だんだんに参加者も減りますし、この当初の目的達成ができないではないかと思うもので、こういう書き方をさせていただきました。その事業をやっていく上で、課題が出たら的確に早くみんなまで把握して、より次の成果に結びつけるという考え方がないといけないという思いから、こういう文言で意見を述べさせていただきました。

○荒木委員長 それは、上段の成果を求め、課題があれば的確に把握されることを求めるという部分ですよね。

近藤仁志委員。

○近藤委員 そういふことです。上段の部分を自分は強く、自分の考えですので。下のほうで……。下段のほうの意見、推進協議会の成果を得ることは成果検証から見て期待が薄いということに、大変あれですけど、自分はこういうのを踏まえて、もし今度ふるさと教育のことをやるなら、成果を強く求めることに注視してやってほしいという思いを込めて意見を述べさせていただきました。

○荒木委員長 ということでありますが、ほかの委員の方の意見はどうですか。

古都勝人委員。

○古都委員 確かに私も、あんまり過去の実績から見てどうなのかなと。特に教育委員会が使われて、昨年の婚姻関係の事業もいわゆる民間に丸投げされたというような経過もあって、なかなか信用できないところもあるんですが、僕は、この上のほう、これは出すべきだと思います。

下の意見については、ちょっと最後の行あたりが極論なんですけども、本当にそこまで、大学まで面倒見れるのかというような気もしますので、項目としては上の段あたりで上げてもらえばいいと思いますし。これまで実績が、魅力化ですかね、先般もちょっとここで

聞き取りのときにお話はさせてもらったんですが、いわゆる高校生の数が減って保護者も減ると。クラブ活動で上位大会に行くにも金がない。したがって、当初はOBに旅費を寄附してごせと。その後に総務課のほうで支援事業を起こしてくれということで、そういう予算も支出されました。そして、ここ近年、魅力化のところではあるありましたけども、ほとんど成果が見えない。昨年あたりは、双葉寮を使っていわゆる大学進学のための特進指導をするんだというようなことも言われましたけども、実績が出てこないというような中で、新しい枠組みはつくられましたけども同じことにならんように、やはり意見は最初から付しておいたほうがいいので、今の近藤委員の意見に賛成をいたします。

○荒木委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 確かに日野郡での取り組みをやめて、町で単独でもやれという思いではありますが、言われますように、日野高校の魅力向上推進協議会の活動は成果が出てないということが1つと、日野郡3町で連携連携ということはずっと言ってきておりますが、市町村合併のときから各町とも同床異夢的なところがあって、日野高校のことについても日野町に事務局があって、根雨での活動がほとんどでありました。今度、江府町が事務局を持たれるけども教室は根雨であるということからして、なかなか日南町の取り組みに直接的につながりにくいのかなという思いもあってここまで書いたんですけども、近藤委員の文章のような形で、きちんと成果があらわれるようなことを求めることが適切なのかなとは思っておりますが、課題があれば的確に把握されることを求めるっていうところは文言的には少しひっかかりますけども、成果を出していただくような取り組みにさせていただきたいとは思っています。

○荒木委員長 ただいまの意見でいいますと、上段の文章の中でまとめてということになると思いますが、ほかの委員の皆さんの意見はどうですか。（「なし」と呼ぶ者あり）

じゃあ、上段でまとめてということによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そうしますと、下の美術館管理運営事務について。現代作家のクレパス画を一般財源で購入される予定であるが、今までは美術品取得基金で購入されていた。このたびも一度基金へ繰り入れてから購入すべきである。もし今後一般財源で購入されるのであれば、美術品取得基金は廃止すべきである。クレパス画購入をいつまで続けるのか、また、購入品選定に当たって審査方法も再度検討すべきであるという意見であります。委員の皆さんの意見を伺いたいと思います。

古都勝人委員。

○古都委員 先般もここでもその話が出て、いわゆる基金500万ちょっとという表示があって、実際には調べると現品と少しの金額と。2,000円ですか、2万円ですか。

○荒木委員長 2円。

○古都委員 2円ですか。

○荒木委員長 はい。

○古都委員 いうことで、非常にわかりにくいですが、いわゆる予算の支出の形態からして当然、皆さんも言われましたが、基金を造成して、その基金から必要であれば購入するというので、近年2回ほど、たしかそこに基金を積んだ経過があったと思います。

もう一つは、やはり私が特にですけども、絵を見てこれが何円するのかというようなことも正直わかりませんので、そういった目のある方に値決めをしてもらって、このクレパス画は何円、これは何円というふうな使い方をしていかないと、いわゆる絵の値段表を見て買うというようなことでは金銭管理が本当にできづらいだろうということでもありますので、やはり基金を残すのであれば、一般財源を基金に造成して、基金からそういう審査を経た上で適正な価格で購入するということだと思えます。購入された絵も何点あるのかも実はわからないわけで、我々には。そういった管理も含めて、いま一度、支払いについて検討をいただくというほうがいいような気がして提案をいたしております。

○荒木委員長 ほかに御意見はございませんか。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 根本的に、これからの美術館なり、美術館の収蔵品というかコレクションのあり方については、一度整理が必要なのかなと思っておりますが、平成7年にオープンして、平成8年に一定の美術品の購入をしたいということで基金をつくって現場に委託をしたということで、当初300万、その後、積み上げて500万という範囲内で絵画などを買われてきた経過であります。

現在というか、しばらくこの基金が動いていない状況からすると、基金を廃止して、絵画等も一般会計に移してもいいのかなと思っております。今後のコレクションのあり方については、日南町の美術館の特徴としてクレパス画をある一定収蔵、コレクションしてこられた経過があって、それが日南町美術館の特色だというふうにも位置づけられておりますが、いつまで購入を続けるかというところの辺については、今決めれる状況にないと思っております。逆に、収蔵品の販売ということも美術館経営の中ではあるとは思いますが、本来にクレパス画に重点を置いた美術館経営をという方針があるとなれば、これからも何点

かのクレパス画っていうのはあろうかと思えますし、一番最初から言えば、小早川秋聲さんとか、佐武記念館にあった絵の寄贈とかというものもあっておりますけれども、基金はこの際なくして、その都度、一般会計で審査をして購入をするという方法でいいのかなとは思ってます。

○荒木委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 私はこの意見、採用すべきと思います。

それで、まず、今現在持っている美術品のリストとかそういうものははっきりと出してもらったほうがいいのかなどは思うんですけども、それで、ぜひ、どういうコレクションをこれからしていくのかということを計画的にやっていってほしいと思います。日南町美術品、せっかくいい建物があって、学芸員の方もちゃんと、正職員の方が学芸員勤めておられますし、遠くに行ける方はいいですけども、お年寄り、御高齢の方になってくると、どうしてもやっぱり身近でこういう美術品に接する機会というのは貴重なものだと思いますので、ぜひそういう収蔵品も工夫して買っていってもらいたいと思います。

○荒木委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 この意見を入れるべきだという意見ですけど、この意見が2つあるわけですし、早い話が基金を残すべきか、残さざるべきか、収蔵品を買うなとほうたっていないわけで、要するに買い方がどちらがいいかということ、どちらかに絞ってほしいという、自分は書き方だと思っております。この提案者の方に、どちらのほうを選択されるかということをお伺いしたいわけですが。

○荒木委員長 提案者の前に、古都委員が……（発言する者あり）ああ、そうですか。提案者の意見を、では、伺います。

○古都委員 基金で買ったり、一般財源で買ったりというようなことにならんようにして、一定方向でいかないけんと思っております。

問題は収集するときに、私も教育課長したことあるんですが、いいのがあっても一般財源でやろうと思うときには予算を組んでないと、補正予算組まないけんわけですね。時間がかかって人が買う場合もあるかわかりませんが、そういう観点からいうと、基金があればいわゆる決裁ほどとってすぐを買うということが出来るわけですし、そういう利点もあるわけです。ですから、ここに書いてあるように、今後、一般財源で購入されるのであれば基金を廃止するべきであるということでありまして、せっかく基金があるので、基金運用でいくということなら、いわゆる基金を造成するための一般財源ですから、そういった

利点もうまく使うことができるんだらうと。

それと、今、クレパス画の購入ですけども、今の中身はもう多分、倉庫いっぱいだと思いまして、佐武記念館から物が来たときもなかなか入れるとこがないという話を聞いたことがあります。集めてそういう企画展をやられるのであればですけども、前回あたりも県展あたりがもう日南町美術品には来るようになりました。ですから、買わなくてもそういう交換をしたりとか、ほかの美術館と、博物館もありますけども、すれば展示品については結構使えるんだらうと。これまでも日南町が所蔵しておるものを他の美術館に貸して、他の美術館のを借りてきてというやなことでも展示しとりますし、ちょうど最近はないですけども、例えばキルティングとかああいうやな新しい美術品についても実施した経過があるわけですので、そこら辺は購入をいつまでやるかというのも検討していただきたい、この際。そして購入するのであれば、ちゃんとした審査をして適正な価格で買ってもらわないと、私が見てこれ何ぼだらうというような買い方では、本来、行政業務にならないと考えますので、例えばそういう力のある方をお願いして、値決めをして買うというようなことで、20何年たっておりますので、そういった基準もいま一度検討していただきたい。これを機会にという思いでございます。よろしく願いいたします。

○荒木委員長 久代安敏委員。

○久代委員 図書館の運営協議会がありますが、こういう美術品を購入されるときには審議会等があれば、委員長、教えてください。それと購入を、何点購入されるのかということもわかれば。教育課の聞き取りのときに教えていただいていけませんので、その点数。何点を、1枚なのか2枚なのか3枚なのか複数枚なのかということも、わかれば教えていただきたいというお願いです。

○荒木委員長 そうですね。要するに選考する選考委員会のことと、ちょっと、もう一度。はい。

○久代委員 美術品の選考委員会は設置することになってますので、恐らくその機関で審議されていて、だとは思いますが、議事録があれば審議会の、会議を開いた経過等についても、わかれば教えていただきたい。

○荒木委員長 ちょっと確認をします、それは。それでは、審議会というのは設置はしてあるので、開かれたかどうかということですね。今回選定、協議の内容、議事録が知りたいと。

とりあえずちょっとここで一旦休憩をしたいと思いますので。済みません、教育課の1

04ページの中で、備品購入費として現代作家のクレパス画購入費として165万というのが上がっております。ですから、これのことも含めてですか。

○久代委員 何点か。

○荒木委員長 1枚で165万なのか、10枚で165万なのかということも含めてという。

では、休憩時間は3時までといたしますので。

〔休憩〕

○荒木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま教育課のほうに上がっていただきまして、先ほど議題の中に出ました美術品等選考委員会の件と、それから美術品の台帳、手元にございますでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それからもう一つは、説明資料の104ページの中で、備品購入費のクレパス画購入費の中の165万というのがございます。これについて少し説明をしていただきたいと思います。

福田室長。

○福田社会教育室長 失礼します。まず、美術品等選考評価委員会について説明をさせていただきます。3名の委員に委嘱を行っております。お一人目は、鳥取県立博物館の副館長であります学芸員、お二人目は、米子美術館の学芸員、3人目が、倉吉博物館の学芸員の方で、それぞれ美術品に関する知識もおありで評価をしていただいております。これまで平成25年、平成26年、平成29年の3回にわたり評価委員会を開いていただき、その都度現物を見ていただき、日南町美術館に購入すること、所蔵することがふさわしい作品を選んでいただいております。

新年度に要求をしております現代作家のクレパス画購入費の165万についてですけれども、秋に開催を予定しております現代作家のクレパス画展で30点を展示する予定となっております。これはサクラクレパスさん、それから画廊さんを通じまして、現代作家の方に新しく作品をクレパスで描いていただくことをお願いしており、この30点の中から、評価委員の3名の方に現物を見ていただき、これまでと同じように日南町美術館で所蔵することがふさわしい作品を選んでいただくように考えております。

美術品というものは、作家さんによりまして金額が1点1点異なります。10万円ほどのものから50万円ほどのものまで、さまざまです。これまで3回にわたり基金により購

入を行ってきましたが、150万だったり200万だったりということその都度3回行ってきまして、今回も150万に消費税で165万という金額で計上させていただいております。1点あたり10万から50万円という相場の中で、平均して1点あたり30万と考えると、約5点ほどの購入ができればよいと考えておりますが、実際のところは評価委員の先生方に見ていただいたの作品選定となりますので、必ずしも5点というわけはありませんが、このような基準で165万という予算を要求させていただきました。以上です。

○荒木委員長 よろしいでしょうか。それでは、この件に対して質問がございますか。

久代安敏委員。

○久代委員 今、説明を聞きましたけども、評価委員さん3名の方それぞれ学識のある学芸員の皆さんですけども、これはいつ、この今台帳をいただいた31点のうちから、その選定のための評価委員会は、いつごろ予定をされていますか。

○荒木委員長 福田室長。

○福田社会教育室長 新年度においてということよろしいでしょうか。新年度においては、秋に現代作家のクレパス画展を行いますので、そのときに作品が30点ほど展示をする予定になっておりますので、それにあわせての選定委員会の開催となります。

○荒木委員長 久代安敏委員。

○久代委員 たびたび。ということは、一応5点ぐらいを目安に購入したいという意向で、いうふうに理解をしたらよろしいですかね、はい。

○荒木委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 済みません。要するに単価30万円のものを5点購入予定ということですけど、時によって値段も違うと思いますけど、この今まで今基金で購入されたのを見ますと、平均すれば10万ちょっと、15万ぐらい見当ではないかとは思うわけなんですけど、30万という価値は、相当高い価値のある作家であって作品であると考えますが、その点はどうでしょう。

○荒木委員長 福田室長。

○福田社会教育室長 中には、これまでの購入した中にでも、45万6,500円だったりだとか、47万円だったり、50万近くするものも数点ございますので、あくまでも平均的に考えて30万というふうに捉えていただきたいと思います。

○荒木委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 購入のやり方、選定委員会で検討ということなんですけれども、この委員の

方たちはずっと同じなんですか。それで、何ていうんですかね、先ほどもお話が出てきましたけども、ある程度こう、シリーズというか、日南町美術館はこういうものを収集、収蔵するというような方針を決めてやっとなされるんでしょうか。

○荒木委員長 福田室長。

○福田社会教育室長 選考委員の皆さんは、平成25年から3回にわたり同じ方に継続して評価をしていただいております。日南町美術館のコレクションの特徴として、まず一番にクレパス画の収集ということを上げておりますので、クレパス画を中心にこれまでも購入を行ってまいりました。

○荒木委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 済みません。ちなみにこの管理台帳の31点のうち、クレパス画ってというのは何点くらいなんですか。わかればですけど。

○荒木委員長 福田室長。

○福田社会教育室長 申しわけありません。把握をしておりません。

○荒木委員長 久代安敏委員。

○久代委員 毎年、年に1遍ですかね、日本美術家協会の会員の名簿が、非常に分厚い雑誌なんですけども、一応そこに登録されている作家の台帳にある人は、皆さん登録されている作者なのかどうなのかということと、それから、一応標準的な作家の値なんですよね。単価も一部報道、表示されているかとは思いますが、そういうふうな協会に登録されている作者でしょうか、皆さん、31本の作品は。ちょっと教えてください。

○荒木委員長 福田室長。

○福田社会教育室長 失礼します。申しわけありません。日本美術家協会名簿に登録されている作家かどうかというところは、ちょっと私のほうで把握しておりませんので、後ほど学芸員に確認して、また作品の価格につきましても、同じ作家でも作品サイズによって価格が違うものもありますので、そのあたりのところは、また学芸員に確認いたしまして回答させていただきたいと思います。

○荒木委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 済みません。あと、ちょっと先ほどお話が出たので、置き場所の問題というのはどうなんですか。十分余裕があるのか、どうなのか。

○荒木委員長 福田室長。

○福田社会教育室長 休憩前の御審議の中でもありました、佐武会からの寄贈をというこ

とで、これまでも佐武会の作品は既に全て美術館のほうで寄託を受けて所蔵しております。新しい作品を受け入れる所蔵場所については十分にあると考えております。

○荒木委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 今この議会の委員会の中でちょっといろいろ問題になっていますのが、クレパス画の購入をいつまでされるか。今の説明では、要するに秋のクレパス画展にあわせて、30点準備するうちの5点ぐらいを購入するということですけど、今後クレパス画を購入されるのか。それとあわせて今後、購入される計画ですね、クレパス画以外でもそういったものを今後収蔵していくという、いくというかな、計画でもありましたら教えていただきたいと思います。

○荒木委員長 福田室長。

○福田社会教育室長 クレパス画の購入計画につきまして、平成25年に初めての美術品等選考委員会を開いたときに、委員の皆様からの御意見として、クレパス画を今後将来的に100点を目標に収集をするようにという意見をいただいております。現在、この基金以外にも寄贈を受けたりしまして、購入と寄贈を受けたクレパス画とで合計59点のクレパス画を所蔵しております。

このたび約5点ほど、5点前後になろうかと思いますが、収蔵することになりますと65点程度になるかと思いますが。ですので、あと30数点は今後、一度にではないですけれども徐々に所蔵品をふやしていきたいという目標を持っております。

○荒木委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 今この委員会ですとちょっと意見が出ておりますのが、基金のことです。今実際には基金が、残が現金が2円ということになっております。このたびの予算でも、基金に積まずに直接一般会計のほうに予算化されて美術品を購入ということになっております。担当課として、この基金をこれから先使われての購入というのをどのように考えられとるかということ伺いたしたいと思います。

○荒木委員長 村上教育次長。

○村上教育次長 今後この基金を活用してというところですけども、現金のほうは2円ということで、この経緯が、この基金のところには現金等も入れずというところで話が実はあつとりますので、今後もここに現金等を入れて活用するということは考えておりません。

○荒木委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 そうしますと、この基金条例というのも形だけのことになりますので、基金の廃止というところまでの思いというのはいかがなものでしょうか。

○荒木委員長 村上教育次長。

○村上教育次長 廃止等につきましては、今後財政と、あるいは美術館の職員等も踏まえて検討してまいりたいと思います。

○荒木委員長 ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

そうでしたら、教育課の聞き取りは以上といたします。ありがとうございました。

皆さんのテーブルの上に、ゆきんこ村の芝生の資料が置いてあると思います。ごらんいただきたいと思いますが、よろしいですか。

それじゃあ会議に戻ります。美術館についてですが、これを採用するかどうかについて、皆さん、採用するでよろしいでしょうか。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 今、購入に当たっての選定も審査の方法も伺いましたし、基金についても今後運用もほとんどないという話で、基金のあり方については担当課で、財政も含めて検討するということでした。ですから、ここにあえて上げる必要はないのではないかと思えますが。

○荒木委員長 という意見であります。ほかの方は。

久代安敏委員。

○久代委員 今の聞き取りでまさにはっきりしたことは、今後、岩崎委員の質問に対して、美術品取得基金は廃止の方向も財政と一緒に検討したいという答弁があったことから、やっぱり本当に必要な美術品は、しっかり美術品を購入する審査会できっちり審査してもらって、必要な美術品を購入されるということで、一般財源で、私は一般財源で購入されることはいいというふうに考えますので、下の2行、2行とちょっとありますか、その文言を一部ちょっと修正して、私は美術館運営事業事務については1点残したほうがいいじゃないかなというふうに考えますが、どうでしょうか。

○荒木委員長 提案委員の方、意見はありますか。今、載せるべきと廃止と両方出ましたが。

古都勝人委員。

○古都委員 私が言うたことは、岩崎委員は大体反対されますが、考え方として、ちょうど館長、いわゆる美術館内だけの今話なんで、町幹部にもしっかりとそこら辺を確認して

いただきたい。基金は積まないというのは増原町長時代の考えだったようでございますし、そこら辺については基金は廃止してもらってもいいと思いますが、きょう聞きますと100枚、まだ莫大な金をかけるという話になっとるわけでした、本当にほかの館長さんや学芸員が100枚要る根拠があるのかと、そこまで収集する必要があるのかと思うわけでありまして、そういった議論も一つしてもらいたいのので、本体だけは何とか上げてやっていただきまして、不必要なところは削っていただくということで、執行部の方にいま一度美術館のあり方を考えていただきたいなというふうに考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○荒木委員長 そうしますと、文言を、例えば基金を廃して一般財源で購入すべきではないかというような意見にするわけですか。ということになります。（発言する者あり）
ちょっと待ってください。

久代安敏委員。

○久代委員 購入に当たっては、やっぱり学芸員もおられるし、それから評価委員さんもおられるわけだから、今さっき100点と言われましたけども、既に59点ですか、寄贈品を収蔵されていることから鑑みても、今後の購入については、評価委員の判断、日南町美術館の学芸員にある程度やっぱり考えてもらうということが妥当じゃないかなというふうには思いますけど、そこまで購入品のことについて、あんまり介入しないほうが私はいいと思いますけども、どうでしょうか。

○荒木委員長 古都勝人委員。

○古都委員 先ほどもちらっと言いましたけども、なぜ100点要るのかということもあるわけでした、いわゆる基金でなくなれば予算のときにそれをたびたび確認はできるわけですし、いわゆる何点なけらにゃ絶対いけんということはないわけでした、そういったこともあわせて検討してほしいという表現でいいと思いますんで、ひとつよろしく願いいたします。（「文言を変える」と呼ぶ者あり）

○荒木委員長 文言を変えるとされますが、基金を廃して、一般財源でということでもよろしいですか。そこは決まって、まだ決まってないところがありますか。購入品の選定に当たっては審査方法を再検討するべきであると言われても、専門知識がないとやはり、これはちょっと難しいじゃないですかね。（「今後の購入についての検討を求める」と呼ぶ者あり）

○荒木委員長 そうしますと、ひとまず内容についてはちょっと考えますけど、取り上げ

るということよろしいですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

取り上げるということです。

では次、日南病院について。それでは読み上げます。自治体病院として重要な医療機関である日南病院は、入院、外来ともに減少傾向をたどっている。抜本的な経営改善をするために、MRIや人工透析などの機器を導入して初期診断や処方に役立てるなど工夫が求められるという御意見ですが、皆さん、御意見どうでしょうか。

久代安敏委員。

○久代委員 実はこの意見は、平成30年度の決算審査のときに出した意見とほぼ同じなんですけども。といいますのが、御存じのように日野病院にはMRIがあつて、それから人工透析もですけども、やっぱり一定の水準の診断機器の購入が求められているというふうに思います。もちろんMRIについては、やっぱりいろんな全身の診断ができるわけですけども、より精密な診断ができるし、もちろん部所によっては整形外科医が必ず必要なこともありますけども、本当に経営刷新のためにもぜひともこうした機器を取り入れてほしいという私の考え方で提案をさせていただきましたが、どうでしょうか。

○荒木委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 久代委員がおっしゃいました、9月と同じことを私も言わせていただきたいと思えますけれども。まず、今、日南病院に求められるのは、今後いかに継続して日南病院として成り立っていくかというところが一番重要でございまして、高価な高機能な器械というのは、やはりそれは西部圏域の医療圏の中で解決するものと考えております。ということで、特にこのMRIを求めるものではございませんので、この意見を上げなくてよいと思います。

○荒木委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 私は、まずこの意見を採用したほうがよいと思います。MRIというのも、ちょっと人工透析ははっきりわからんですけども、MRIに関してはやっぱりあるといいという、おっしゃる方多いですね。近くでできるというのが非常に便利だと思います。それでやっぱり日野病院に行くのも、必要に応じて行くのは結構なことなんですけれども、ただちょっとアクセスが悪いということもありましてですね、やっぱり日南病院、地元の病院で必要な診断ができるということは必要なんじゃないでしょうか。

○荒木委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 確かに先進機器というのは、ないよりもあつたほうがよいと思います。今の

話で、日野病院にあるから日南病院にもあった方がいいじゃないか、何か隣の家にテレビが入ったら我が家にもテレビが欲しなるというやな感じにとりました。やはり根本的な日野病院の改革というのは、ここでは自分はないと思います。それよりもっとほかの点を詰めていくことを自分は求めていきたいと思いますので、この意見はなくてもよいと思います。

○荒木委員長 そのほかございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、これも採決をとりたいと思います。待ってください。

MR Iの導入を進めるほうが良いという意見書をつける人の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○荒木委員長 ありがとうございます。というわけで、賛成少数でありますので、この意見は載せないということにいたしたいと思います。

芝生の件は資料で置いておりますが。済みません、皆さん、芝生の件で資料を置いておりますが、これについて。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 ランニングコストについて肥料代とオーバーシード代は資料が出てきておりますけども、いわゆる散水とか芝刈りの費用がわかりません。そこも資料として提出をいただきたいと思っております。若干積算についてでも、肥料が1回の散布で380キロってところの根拠もわかりにくいです。いただいたパンフレットでは、1平米20グラムっていうふうになっとるんで、数量が違うんですね。200キロということもちょっと積算根拠もはっきりわかりにくいですが、もう少し詳細な資料がいただきたいと思えます。

○荒木委員長 詳細な資料がいただきたいということですが、三本松なんかはどういう管理をしようか、芝生ですが。（「あれは芝生の種類が違う」と呼ぶ者あり）芝生の種類が違うわけですか。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 済みません、申しわけないですが、もう一つに、極端に水はけが悪い部分がある場合は、あらかじめ1%から1.5%の表面勾配をつけることをお勧めしますとも書いてあります。1辺100メートルのグラウンドなんで、あそこ間で1メートルの高低差が必要というふうにもとれるんですけども、そういうことも含めて本当にあのグラウンドで定着するかどうかという不安もありますので、その不安を解消していただけるような

材料が欲しいです。

○荒木委員長 という意見がありましたので、それではもう一度資料請求することにした
しょうか。これでよろしいという意見もあればこれですが。（発言する者あり）どこ
に、この中に、その水がたまるということに関してはね、100メートル部分勾配つける
というのはちょっと無理ですから、たまるとこだけすとかね、水路をつけるとかそうい
う方法もあるわけですから。それで、ただいまの資料でとてもこれじゃあ承諾できませ
んということでしたら、もう一度提出をしていただきますが。どうですか。ランニングコ
ストについてもう一度じゃあ、はい。要するに散水と芝刈りのランニングコストです
ね。（発言する者あり）

せいじゃあ、坪倉委員、要するに、ただいま指定管理、創環でしておられるのでこれに
入ってないというふうに思いますので、要するに変わる場合もあるわけですね、指定管理
が。だけえそういうことも含めて、じゃあ芝刈りの費用と、それから散水の費用です
ね。それ当然賃金もありますけども機械もあるんですよ、例えばリースをするならリース
をするとかそういうようなことで、いうことでしょうか。ボランティアということ、植え
つけはボランティアということですが。私の意見で何か意見があれば、手を挙げて。よ
ろしいですか、これで、そういうこと。（「はい」と呼ぶ者あり）ということで、ちょ
っと資料の提出し直しをしていただきます。

古都勝人委員。

○古都委員 もう今3時半ですんで、下におられたら上がってもらって、ここで説明して
もらってきょう一応のけりをつければですね。どんなものでしょうか。（「異議なし」と
呼ぶ者あり）

○荒木委員長 異議なしですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それじゃあ一度ここで休憩を入れて、ちょっと農林課のほうに、担当者がおられたら上
がっていただきますということにいたします。

それでは、50分まで休憩といたします。15分間休憩して再開は50分といたします。

〔休 憩〕

○荒木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、ゆきんこ村の芝生化に向けてのランニングコストの資料をいただきましたが、
この中で、例えば散水車のリース代であるとか芝刈り機のリース代、それから賃金等が一
体どうなっているかというのがありまして、説明をしに来ていただきました。

それでは岸室長、お願いします。岸室長。

○岸農政室長 失礼いたします。そうしますとランニングコストについて若干、済みません、補足で説明のほうさせていただきたいと思います。機械のリース料につきましては、基本的にはリース料は特に算定はしておりませんで、現状の指定管理者のほうの所有の機械を無償でといいますか、そのまま使わせていただくような想定で考えております。

あと人件費につきましても、特段管理に係る部分についてさらに委託料をふやすという内容にはなっておりませんで、現在の管理の中で芝生の管理についてもしていただくような形で、今の指定管理者のほうとは話をしております。

今の指定管理者のほうが、あと残り令和2年度を含めて3年間、指定管理期間が残っております。その3年間につきましては、指定管理機関のほうで責任持って管理をしていくというふうに話はできておりますけれども、その3年間が終わった後の期間については、そこまでは今のところ話ができておりませんというのが現状です。

○荒木委員長 このことについて、質疑がございますか。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 創環が指定管理の間はそれでいいんですけども、それにしても仮に他の業者に芝刈りとか肥料散布とか、夏場雨が少なかったときの散水ですとか、そういったところの経費がどれくらいかかるのかっていうところはやっぱり把握してないと、3年間はいいかもしれませんがその次のことがあるし、それこそ仮に創環が続けられるにしたって、指定管理料のことにはね返ってこないとも限らないことがあるので、その積算はしっかりとしておいてほしいなと思います。

それともう一つ、やっぱり現場が水はけが悪いところについて、本当に全面的に全面9,600平米されるのかどうなのかと、一部水が流れてくぼんだところなどもありますけど、そういったところの手当てはどうされますか。

○荒木委員長 岸室長。

○岸農政室長 失礼いたします。水はけの悪い部分につきましては、一応、日本サッカー協会の委託している団体のほうに事前に見ていただいたりしながら、手当てが必要であれば、ちょっとそこはまた検討したいと思っております。今のところは全面芝生化を行いまして、仮にちょっと水はけが悪い部分、万が一うまくいかなかった場合には、そこはもうそのままちょっと諦めるといいますか、面積がその分減少するのかなというところがございます。芝につきましては無償提供ということで、当初いろいろと皆さんのほうからありま

した、一部分だけやってはどうかというような話もございましたけれども、今回一部分だけ向かうとなりますと、その一部分だけの芝生の無償提供は受けられるんですけども、一部分やっとうまくいって、じゃあさらに拡大しようというふうになったときには、無償提供はちょっと1回限りということなので、町費で実施しなければならないということなので、今回せっかくの機会ですので全面まずはやってみたいと思っております。

○荒木委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 この事業が将来の日南町のモデル化として位置づけてあるわけで、将来的には日南邑であったり、それからいろんな施設に応用いうかな、これを参考にしてされるということですので、先ほど坪倉委員がおっしゃられたように、このたび日南邑だけ、創環だけの単価が出とるわけですけど、でもよその日南邑をするときはまた全然違うわけですので、基礎データとしてあらゆるものの必要経費というのは当然上げておく必要がありますので、これだけは必ず押さえてほしいと思います。

それと、全面に張られるのはいいし、それから自分も芝生化された広場というのを大変期待もするわけですけど、特にゆきんこ村に関しては水はけが悪い場所がたくさんありますし、水はけが悪いところって恒常的にだんだんだんだん広がっていくものであります。だけえ、そういったところでどういう形で排水をして水はけをよくすればよいのかということも踏まえて、それから無理なところははっきり言ってポットを植えつけないほうが自分としてもいいと思いますので、その点を十分考慮してほしいと思います。

○荒木委員長 岸室長。

○岸農政室長 今回、まず日南町の中では第一弾としてゆきんこ村ということで進めたいと思っておりますので、それがうまくいけばほかの施設にも広げていきたいなと思っておりますので、そのあたりはしっかり基礎的なデータの部分は精査しながら進めていきたいと思っております。

もう1点が、水はけが悪い部分につきましては、そのあたりも先ほども申し上げたとおり、日本サッカー協会から委託された芝生の管理についてはいろいろアドバイスをいただける団体がございますので、施工前にはそのあたりしっかり現地を見ていただいたりして、アドバイスをいただきながら取り組みたいと思っております。

○荒木委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 もう一つ、済みません、このオーバーシードが必要であるかないかというのは、前の聞き取りのときに質問しておられたようですが、その点はちょっと調査はされま

したか。それから、活用の上で必要であるかないかをちょっと調査されましたでしょうか。

○荒木委員長 岸室長。

○岸農政室長 オーバーシードの必要性につきましても、夏から秋にかけてであるとか、そのあたりの芝生の状態であるとか、そのあたりをアドバイスをいただける団体のほうともいろいろ協議しながら、あと近くで実績のあります神郷温泉等のほうにもいろいろ聞き取りをさせてもらいながら、オーバーシードをするしないあたりは、その時点でまたじっくり検討しながら判断していきたいと思っております。

○荒木委員長 久代安敏委員。

○久代委員 この事業のモデル事業の日本サッカー協会さんか、もしくはこの事業に取り組んだ近隣の町村は、ゆきんこ村の現地を実際に見ておられますでしょうか。いろいろ皆さんから意見が出ておる経過を踏まえて、直近に現地を見られた経過があれば、お聞きしますけども。

○荒木委員長 岸室長。

○岸農政室長 失礼いたします。ちょっと私の記憶が違うかもしれないんですけども、一度現地のほうは事前に見られたというふうに、たしか担当からは聞いておったかと思いません。鳥取県内では3カ所実績がございますし、島根県内のほうはもっとたくさんの実績もございまして、山陰地方のほうでもいろいろな実績はあるというふうに見ております。

○荒木委員長 古都勝人委員。

○古都委員 先ほど同僚委員のほうからお話があったんですが、いわゆる創環が残りの期間は大丈夫だと、無料でいいという総体的な話ができるということですがけれども、例えば途中で機械が故障したと、あるいは油が非常にかかるやなことがあったときには、役場が修理するのか、向こうがされるのか、そういったやな話もできておりますでしょうか。

○荒木委員長 岸室長。

○岸農政室長 失礼いたします。基本的には機械等につきましては指定管理事業者の所有のものとなっておりますので、修理代であるとかメンテナンスに係る費用についても基本的には指定管理者のほうで持っていただくように考えております。具体的にはそのあたり細かいところまでは正直話ができな部分がございますけれども、基本的にはそういう形で芝生化にしましていろいろと利用者がふえて利用料金がふえますとその分、指定管理事業者のほうにも利益となりますので、そのあたりはそういうところで利益をしっかりと生んでいただいて、メンテナンス費用等にもそのあたり充てていただくようにできればとい

うふうには話はしております。

○荒木委員長 以上でよろしいでしょうか。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 結局、芝刈り1週間に1回というようなことも書いてあって、本当にそこらあたりの費用がどの程度になるかっていうことは早急に知らせていただきたいと思います、きょうが無理なら今週中にでも。

それと、ここに出していただいた肥料代にしても、1回380キロが必要だって書いてあって、それを7回から10回ってことでありますが、これが合計が50万ということでしょうか。いただいたパンフレットでは1平米20グラムというふうにも書いてあって、そうすると1回約200キロということになって、380キロとの数字が合わないのかなと思ったりもしますけども、とにかく年間の維持管理費について見積もりを出していただきたいと思います。

○荒木委員長 岸室長。

○岸農政室長 積算根拠にいたしましては、数字のほう、本当に合っているのかどうかはちょっと再度積算を確認してみたいと思います。金額としましては神郷温泉の実績からすると、面積あたりで割り戻していくとおおむね肥料代としては50万ぐらいになるというふうには計算にはなりますので、金額としてはそのような金額になろうかなと思いますけれども、再度、積算根拠のあたりは再確認したいと思います。

○荒木委員長 久代安敏委員。

○久代委員 オーバーシード代は、ここの下に約25万円程度でおさまるものと思われるということのただし書きもありますが、上の表には60万というのがありまして、経常経費、いわゆるランニングコストとして年間110万円、単純にですよ、要するというふうな理解になるわけだけでも。先ほど詳しくはもうちょっと精査すると言われましたけども、最終的に毎年芝生を維持管理するための経常経費ですよ、それを改めて示していただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○荒木委員長 岸室長。

○岸農政室長 失礼いたします。オーバーシード代につきましては上の表と下の金額でちょっと違ってございまして、ちょっとわかりづらいところがあったかと思っておりますけれども、神郷温泉の実績額を聞き取りをさせてもらったのが、予算の要求をさせてもらって、後にちょっと聞き取りをさせていただいたところがございます。予算要求時には、インターネ

ットでこのオーバーシードの種が大体幾らなのかっていうのを調べて、このような金額で積算すると60万円ぐらいかかるのかなというふうに積算したわけなんですけれども、神郷温泉の実績、年間30万円というのを、これも先ほどと同じように面積で割り戻していくと大体25万円弱かかると。あと、この日本サッカー協会のほうの募集要項にはちょっと載ってないんですけれども、ちょっとほかの資料で平米当たり20円から25円というふうに記載もありましたので、この金額でゆきんこ村のグラウンドの面積で計算しても、やはり25万円程度になるというふうな計算になりますので、実際は25万円ぐらいでおさまるのではないかなというふうに思っているんですけども、予算要求時にはそのあたりの情報がちょっと十分なかったものですから、インターネットでの、購入した場合はこのぐらいのかなということで60万円をちょっと計上しておりました。このあたりも再度きちんと精査して、また確認したいと思います。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○荒木委員長 以上でよろしいでしょうか。（「よし」と呼ぶ者あり）

ほかに質問はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、岸室長、退席をしていただいて結構です。先ほど言われた資料、新たにお問い合わせします。ありがとうございました。

それでは、ただいま芝の説明を農林課のほうからしていただきましたが、これの取り上げるかどうかについて、十分な説明を受けたような気がいたしますが。取り上げるようにしたんですが、ただいまの説明で、例えば、いや、まあいいよというようなことがあればですが。

近藤仁志委員。

○近藤委員 文言の変更を若干していただいて。私は、やはりこのモデル事業として日南町で芝の広場、多目的な芝の広場というのを一つつくってみたいと思います。

○荒木委員長 それ、文言変えさせてください。芝目土は入れなくてもいいというような資料になってましたので。ただいま入れるということですが、皆さんの意見はどうですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）ほかの方も。

では、採用するというのでいきます。多少文言を変えさせていただきます。

それでは、そうしますと本日予定しておりました意見の取りまとめが以上ですが、ほかに何か御意見がございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

そうしますと、第2回目は16日月曜日に行いたいと思いますので、それまで意見等またございましたら、まとめておいてください。私のほうでもまとめておきます。よろしく

お願いいたします。

それでは、本日はこれで終了いたします。御苦労さまでした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

委員長

副委員長